

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」に関する意見募集の結果について

平成29年2月●●日
個人情報保護委員会事務局
金融庁総務企画局企画課調査室

個人情報保護委員会及び金融庁においては、昨年12月15日（木）から本年1月13日（金）まで、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して26の個人又は団体から延べ150件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する個人情報保護委員会及び金融庁の考え方について、別紙1及び別紙2のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、本日、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日（本年5月30日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、個人情報保護委員会及び金融庁の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	第1条第1項	<p>・本ガイドライン1条1項では、通則編を基礎として定められたことを明らかにしているところ、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編を基礎としている訳ではなく、これらのガイドラインの特則は定めないということか、確認されたい。例えば、第三者提供時の確認・記録義務については金融機関における実務を踏まえた現実的な確認・記録のあり方を定める必要はないのか、回答されたい。(他のガイドラインも基礎としているのであれば、本ガイドライン第1条1項の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。)を基礎として」は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)を基礎として」とすべきではないか。)</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)は、通則ガイドラインを基礎とした上で、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項等を規定しています。他方で、第三者提供時の確認・記録義務等関連の対応については、特則を設ける必要はないと考えられることから、これらについては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)等に基づき、適切に対応する必要があります。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第1条第1項において、「本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第7号)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第8号)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第9号)が適用される。」と規定しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
2	第1条第1項	<p>・本ガイドライン1条1項につき、本ガイドラインは通則編の特則であり、「特別法は一般法を破る」の原則から、本ガイドラインと通則編が異なる要請をしている場合においては、金融分野の個人情報取扱事業者は本ガイドラインの要請のみに対応すればそれでよく、「本ガイドラインの要請と通則編の要請の双方に対応する必要はない」ことを確認されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)は、通則ガイドラインを基礎とした上で、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項等を規定しています。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第1条第1項において、「本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第7号)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第8号)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第9号)が適用される。」と規定しています。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
3	第1条第2項	<p>・本ガイドライン1条2項につき「本ガイドライン中「～なければならない」と記載されている規定について、それに従わない場合は、法の規定違反と判断され得る。」の「判断され得る」というのはどのような意味か。「判断される」ではなくあえて「判断され得る」という表現を用いているということは、必ず判断されるのではなく、「個人情報保護委員会及び金融庁の裁量により、判断されるかもしれないし、判断されないかもしれない」という趣旨でよいか、回答されたい。(もしそうであれば、そのような裁量をなぜ個人情報保護委員会及び金融庁が有するかの根拠についてもあわせて回答されたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個人情報保護法の規定違反の有無については、機械的・画一的に判断するのではなく、具体的な状況等を踏まえたうえで、個別の事案ごとに判断することが適当と考えられるため、当該表現を用いています。</p>
4	第1条第2項	<p>・本ガイドライン1条2項につき「こととする」、「適切である」及び「望ましい」とされている規定については、違反しても「法の規定違反と判断されることはない」とされている以上、個人情報保護法上の要請ではないと考えられる。そうであれば、なぜ、「遵守に努める」べき義務が発生するのか、回答されたい。特に当該義務の発生根拠、及び「遵守に努める」義務に違反した場合の効果(例えば行政指導がされ得るならば、その根拠条文を含め)について回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)は、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者特に厳格な措置が求められる事項を、「こととする」、「適切である」及び「望ましい」として、遵守に努めるものとして規定しています。これらについては、個人情報保護法第6条の格別の措置として規定しています。</p>
5	第1条第2項	<p>・なお、この点に関し、「努力義務」違反については、法40条1項の逐条解説において「匿名加工情報取扱事業者は、安全管理措置等の努力義務を負う。その履行の確保に必要な場合も、個人情報保護委員会が報告または資料の提出を求めることができることが望ましい。そこで、本項の規定に基づく個人情報保護委員会の調査権限の対象に匿名加工情報取扱事業者も含めている」(宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説(第5版)』(有斐閣、2016年)248頁)とされているところ、本ガイドラインの「こととする」、「適切である」及び「望ましい」とされている規定についても、違反の場合に行政処分はできないが立入検査はできるということによいか回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個別の事案ごとの判断によりますが、格別の措置(努力義務)に関しても個人情報保護法第4章第1節から第3節までの規定の施行に必要な場合には、その限度において、同法に規定された立入検査を行うことも排除されていないものと解されます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
6	第1条第2項	<p>以下、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」について意見を言う。</p> <p>まず、金融庁自体がガイドライン P1 の「2」に従い、明らかに犯罪事態である通報がなされた場合等は、刑事訴訟法 239 条 2 項の公務員義務(「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。 」)に基づき告発を行うべきである。公務員として法律義務に違反する事は公務員職権濫用を構成するものであるが、金融の監督という重大な任を与えられながら、法律義務に違反する事態が常態化しているのは嘆かわしいにも程がある。</p> <p>本意見募集の結果公示時には、金融庁の各種窓口等に行われた、証拠等も添えられた明らかに金融に関わる犯罪事態についての通報(ここで通報者は軽犯罪法 1 条 16 号のリスクを負っている。すなわち自らの立場を担保に公務員に犯罪事態についての通知を行っている事を思われたい。)について、法律に違反しないよう、その告発を行っているかどうかを明らかにしていただきたい。(告発をしていないと、ヤミ金融等については結局、警察・検察も多くは不起訴とし、本来知るべき刑事訴訟の結果についても金融庁が知る事は無いのであるが、どういう姿勢で金融分野の監督を行っているのか、きっちり国民に示されたい。)</p> <p>意見は以上であるが、自らもまた法律義務を果たす事について言明するか、または、どういつもりで公務員義務を果たそうとしないのか、明らかにされたい(つまりは、不正金融業界と仲が良いのであろうと疑うが。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本意見募集は、金融分野ガイドライン(案)の内容に関するものであるので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p>
7	第1条第5項	<p>・本ガイドライン1条5項につき、金融分野における個人情報取扱事業者が従うべきガイドラインは同項が明示する通則編及び「本ガイドライン」だけに止まらないことから、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編等も言及すべきではないか、回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第1条第5項では、個人情報の漏えい、不正流出等の防止等の観点から関係があるものを列挙していません。</p>
8	第1条第5項	<p>・本ガイドライン1条5項につき「個人情報の保護に関する法令」は法、政令及び規則の3つであるということによいか、それとも、この3つ以外に存在するのか回答されたい。後者であれば、具体的に何ががあるか明示されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「個人情報の保護に関する法令」は、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則を意味しています。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
9	第2条第1項	<p>・本ガイドライン2条の1項の前に「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。」という一文を入れているが、「号」の前に柱書を入れることは頻繁に見られても、「項」の前に柱書のようなものを入れることは法制執務上稀なように思われるので、修文を検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
10	第2条第1項	<p>・本ガイドライン2条1項では「当社の預金の受入れ」といった例があるが、預金受入機関の自称としては、「当行」、「当(金)庫」、「当組合」等というものが多く、「当社」という用語法はむしろ稀なように思われる。金融機関実務の用語法にあわせた例文になるよう修文を検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
11	第2条第1項	<p>・本ガイドライン2条1項の「当社又は関連会社・提携会社の保険の募集」という例文について、旧3条1項では「当社又は関連会社、提携会社の保険の募集」であるから、「」の部分には下線を引くべきなのに下線が引かれていないのは誤りである。よって修正されたい。(修正されないのであればその理由を明らかにされたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御意見は、参考資料(新旧対照表)の内容に関するものですので、本意見募集の対象外と考えますが、御意見を踏まえ修正します。
12	第2条第2項	<p>・本ガイドライン2条2項の「金融分野における個人情報取扱事業者は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示することとする。」という規定への対応として、プライバシーポリシーにおいて「特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。」等と記載し、具体的な法令名や限定の内容を記載しなくとも「明示」の要件が満たされるか、それとも、銀行法施行規則等の具体的な法令名に言及してはじめて「明示」の要件が満たされるか回答されたい。(実務上は後者の対応が多いように思われるが、前者の対応も一部見られることから、どこまでが適法かを明確にすることにつき実務的意義があると思われるので質問させて頂いている。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、具体的な法令名を示し、法令において規定されている利用目的の制限について規定することになります。</p> <p>なお、御意見の規定は現行の金融分野ガイドラインから変更を加えていませんので、平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)への意見一覧79番の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p>
13	第2条第3項	<p>・本ガイドライン2条3項につき、「取引上の優越的な地位を不当に利用」するか否かほどのように判断されるか回答されたい。例えば、与信事業において取得した個人情報につき、個人情報取扱事業者がダイレクトメールの発送等への利用についての同意を取得すると、それだけで原則として「取引上の優越的な地位を不当に利用」とみなされるということか、確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	個別の事例ごとに判断することになりますが、いずれにせよ、金融分野ガイドライン(案)に規定しているとおり、金融分野における個人情報取扱事業者は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、与信の条件として、与信事業において取得した個人情報を当該事業以外の金融商品のダイレクトメールの発送等に利用することを利用目的として同意させる行為を行うべきではないと考えます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
14	第2条第3項	<p>・本ガイドライン2条3項につき「当該事業以外の金融商品のダイレクトメールの発送等」として禁止事項に「等」が加わったが、要するに、この意味は、ダイレクトメールの発送以外でも、与信事業に関するもの以外であればそれを利用目的として同意させることは一律に禁止されるという趣旨か、それとも、禁止されるのはダイレクトメール発送に類似する、メールマガジンの発送や SNS のメッセージの送付等に限られるのかを確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の規定は、金融分野における個人情報取扱事業者は取引上の優越的な地位を不当に利用し、与信の条件として、与信事業において取得した個人情報を当該事業以外に利用することを行うべきではないことを意味するものであり、必ずしも、金融商品のダイレクトメールの発送や、御意見のメールマガジンの発送、SNSのメッセージ送付等に限られるものではありません。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第2条第3項においては、現行の金融分野ガイドライン第3条第3項における「与信業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することを利用目的として同意させる等」の「等」の位置を変更し、「当該事業以外の金融商品のダイレクトメールの発送等に利用することを利用目的として同意させる」としたものであって、その趣旨に変更はありませんので、現行の金融分野ガイドライン第3条第3項に基づく実務の運用を変更することを求めるものではありません。</p>
15	第2条第3項	<p>・本ガイドライン2条3項につき、「当該事業以外の金融商品のダイレクトメールの発送等」というところには「等」があるが、「本人は当該ダイレクトメールの発送に係る利用目的を拒否することができる。」には「等」がないというのは誤記なのか、それとも特別な意味があるのか回答されたい。後者であれば、その特別な意味とは、本人はダイレクトメールについては拒否できるが、それ以外は拒否できないという理解でよいか確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します(下線部が修正箇所)。</p> <p>【修正前】 「本人は当該ダイレクトメールの発送に係る利用目的を拒否することができる」</p> <p>【修正後】 「本人は当該ダイレクトメールの発送等に係る利用目的を拒否することができる」</p>
16	第2条第5項	<p>・本ガイドライン2条5項につき、法 15 条の改正により、改正前よりも相対的に利用目的の変更が容易になったと理解されるところ、本ガイドラインの改正前後で許容例と認められない例の具体的な内容が変わっていないというのは、改正の趣旨を反映していないように思われる。例えば、「投資信託の購入意向に関するアンケートへの利用」という利用目的から「投資信託の案内の郵送への利用」という利用目的へ変更することは、旧法下では許容されないかもしれないが、新法下であれば(いずれも投資信託の購入に関するものとして)「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」と言えると思われるが、この点についての見解を明らかにされたい。(法 15 条の改正が金融実務においてどのような影響を及ぼし、これまで不可能だった変更のうち何が可能となり、何が依然と</p>	<p>通則ガイドライン 3-1-2 において、利用目的の変更に関しては、「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することは可能である。」と規定されています。</p> <p>金融分野ガイドライン(案)においては、当該利用目的の変更に関する金融分野における例示を規定していますが、「アンケート集計に利用」との利用目的について、「商品案内等の郵送に利用」へ変更することは、改正個人情報保護法第 15 条第2項においても認められないものと解されます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>して不可能かという情報は、金融機関にとって重要と思われるので、それが分かるようなガイドラインにして欲しいということから質問させて頂いている。）</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>したがって、金融分野ガイドライン(案)でも、引き続き当該事例を規定しています。</p>
17	第2条第5項	<p>・本ガイドライン2条5項(旧3条5項)の「なお、本人が想定できない変更を行う場合には、法第16条第1項の規定により、本人の同意を得なければならない。」というお書きをあえて削除した趣旨は何か回答されたい。本人が想定できない変更を行う場合にも改正後は本人の同意を得る必要がないという趣旨か、確認されたい。(多分そうではないと思われるところ、誤解を避けるため、削除を復活されたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>通則ガイドライン 3-1-2 において、御意見のなお書に相当する記載があることから削除しています。</p> <p>なお、「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による」と記載がある部分については、金融分野ガイドライン(案)に加え、通則ガイドラインにも従うこととなります。</p>
18	第3条	<p>・本ガイドライン3条(旧4条)の「なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。」というお書きをあえて削除した趣旨は何か回答されたい。本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合にも改正後は本人の同意を得ればよいという趣旨か、確認されたい。(多分そうではないと思われるところ、誤解を避けるため、削除を復活されたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>通則ガイドライン 2-12 において、御意見のなお書に相当する記載があることから削除しています。</p> <p>なお、「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による」と記載がある部分については、金融分野ガイドライン(案)に加え、通則ガイドラインにも従うこととなります。</p>
19	第4条	<p>・本ガイドライン4条1号なお書きに関し「弁護士法第23条の2の趣旨に照らし、個人データを提供することの必要性と合理性が認められる範囲内であるか判断が困難な場合、あらかじめ本人からの同意を得ることが望ましい」(平成21年11月20日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正案についてのご意見等及びご意見等に対する考え方 Q&A20)は未だに維持されているか確認されたい。また、回答を拒絶する正当な事由がない限り、弁護士法第23条の2の照会を受けた金融機関は回答義務を負うのであって、そのような場合に「本人の同意を得られないこと」は回答を拒絶する理由にはならないことを確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>前段について、御意見の平成21年11月20日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正案についてのご意見等及びご意見等に対する考え方 Q&A20 の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>後段については、個人情報保護法の解釈等に関するものではありませんので、御意見にはお答えしかねます。</p>
20	第5条	<p>・本ガイドライン5条につき、「本条において機微情報は、データベース化しているか否かを問わず、取得、利用及び第三者提供に関して原則として禁止するものです。」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A135)が維持されているかも回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A135 の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
21	第5条	<p>・本ガイドライン5条で規制される「取得」及び「利用」はそれぞれどのような意味が明らかにされたい。例えば本ガイドラインにおいては、取得・入力・利用・加工・保管・保存・移送・送信・消去・廃棄という語がそれぞれ異なる意味で用いられている(例えば本ガイドライン8条5項2号各号)ところ、本ガイドライン5条の「取得」及び「利用」はそれぞれこのうちの「取得」及び「利用」の過程のみを規制しており、入力・加工・保管・保存・移送・送信・消去・廃棄は規制していないことでよいか、確認されたい。そうでなければ、本ガイドライン5条の取得・利用・第三者提供及び本ガイドライン8条5項2号各号の取得・入力・利用・加工・保管・保存・移送・送信・消去・廃棄のそれぞれの意味及び相違点を明らかにされたい。なお、もし、同じ「取得」「利用」という語が本ガイドライン5条と8条で異なる意味で用いられているとすれば、これは極めてミスリーディングであるから修文をされたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「入力・加工・保管・保存・移送・送信」は、金融分野ガイドライン(案)第5条の取得、利用及び第三者提供に含まれます。また、「消去・廃棄」を行うことは、取得、利用及び第三者提供を行わないことを意味しますので、同条に抵触しないものと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、金融分野ガイドライン(案)第5条及び第8条で規定される「取得」及び「利用」等については、現行の金融分野ガイドライン第6条及び第10条の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
22	第5条	<p>・本ガイドライン5条の「第三者提供」は法23条の第三者提供と同一の意味か確認されたい。(そうでなければ、本ガイドライン5条の「第三者提供」はどのような意味か回答されたい。)あわせて、法23条5項各号によって第三者提供から除外される場合について、本ガイドライン5条の「第三者提供」規制の対象かも確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項柱書及び個人情報保護法第23条柱書の「第三者提供」については御理解のとおりです。</p> <p>また、個人情報保護法第23条第5項各号に該当する場合には、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項柱書の「第三者提供」に該当しないものと考えます。</p>
23	第5条	<p>・本ガイドライン5条の機微情報の「取得」はプロファイリングやデータマイニングによって既に取得済みの非機微情報から機微情報を生み出すことが含まれるか回答されたい。また、あわせて法17条2項の「取得」についてもプロファイリングやデータマイニングによって非要配慮個人情報から要配慮個人情報を生み出すことが含まれるか回答のうえ、もし機微情報と要配慮個人情報の間でこの点の解釈が異なるのであれば、その相違の理由を説明されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の状況が必ずしも明らかではなく、一概に回答することは困難です。</p>
24	第5条	<p>・本ガイドライン5条につき、「債権譲渡については、債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A140)は未だに維持されているか確認されたい。この点を明記してはどうか、検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A140の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
25	第5条	<p>・本ガイドライン5条につき「外務員など従業員が口頭で本人から聞いた機微情報については、当該事業者の事業の用に供するものとしてファイルに閉じる(ママ)などにより保管等した段階において「取得」に該当すると解されます。」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A160)は未だに維持されているか確認されたい(ただし「閉じる」は「綴じる」の誤記と思われる)。この点を明記してはどうか、検討されたい。なお、通則編3-2-1*1が「個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。」とあることに鑑みれば、機微情報に限らず「外務員など従業員が口頭で本人から聞いた」個人情報一般について、「当該事業者の事業の用に供するものとしてファイルに閉じる(ママ)などにより保管等した段階において「取得」に該当する」と理解してよいと考えているが、このような考え方でよいか、回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>前段については、御意見の平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A160 の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>後段については、御理解のとおりです。</p>
26	第5条	<p>・本ガイドライン5条につき「事業者が本人確認のために取得する書面に記載されたセンシティブ情報を、すみやかに黒塗りして保管する場合は、センシティブ情報の取得に該当しないと考えてよいか。」という質問に対する「御指摘の通りです。」という回答(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A161)は未だに維持されているか確認されたい。この点を明記してはどうか、検討されたい。なお、通則編3-2-1*1が「個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。」とあることに鑑みれば、機微情報に限らず「事業者が本人確認のために取得する書面に記載された」個人情報一般について、「すみやかに黒塗りして保管する場合は」個人情報の取得に該当しないと理解してよいと考えているが、このような考え方でよいか、回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>前段については、御意見の平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A161 の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>後段については、御理解のとおりです。</p>
27	第5条	<p>【意見】 本人確認等において、顧客本人より機微情報が記載された住民票等の提供を受ける際は、黙示の同意があったとの理解でよいか。</p> <p>【理由】 事例の明確化のため。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>機微(センシティブ)情報については、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供できないこととされています。</p> <p>したがって、御意見の本人確認等の場面においても、本人の同意が有るか否かにかかわらず、同条に従うこととなります。</p> <p>なお、一般論としては、機微(センシティブ)情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			提供したことをもって、当該情報を取得することについて本人の同意があったものと考えられます。
28	第5条第1項	<p>【該当箇所】 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)第5条</p> <p>【意見】 第5条では、機微情報を以下のように定義しています。 「法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微(センシティブ)情報」という。」 このうち、2つめの()書きの、「本人、国の機関…明らかなものを除く。」という部分は、「労働組合への加盟、…性生活」だけでなく、「要配慮個人情報」にもかかっていると読めます。 (原案では、「以下「機微(センシティブ)情報」という。」という記載と同じ()の中に「～を除く。」という記載がありますので、「～を除く。」は「要配慮個人情報」にはかからないという読み方はできないと思います。) すなわち、原案では、機微情報は、要配慮個人情報のすべてを包含する概念ではないということになってしまっていると思います。 しかし、現在は、機微情報とそれ以外の個人情報の2種類として運用していることから、改正後においても、機微情報(要配慮個人情報を完全に包含する)とそれ以外の個人情報の2種類として運用することが、実務上の混乱がなく望ましいと思量します。仮に、「機微情報ではないが要配慮個人情報である」といった場合が存在すると、機微情報、要配慮個人情報、これら以外の個人情報の3種類として運用することとなり、個人情報の棚卸・運用の変更・関連システムの改修等が必要になるが、これは規制とそれに要するコストが明らかにアンバランスです。 そのため、機微情報が要配慮個人情報のすべてを包含する形に定義していただいた方がよいと考えます。 また、機微情報の規制と要配慮個人情報の規制内容が異なるため(金融分野GL5条1項各号と法17条2項各号の内容は異なります。また、機微情報は取得・利用・第三者提供を原則として禁止していますが、要配慮個人情報は取得する際に原則として本人同意を求めているにすぎません。)、その点も実務を徒に複雑にしていると思われます。</p>	<p>(1) 金融分野ガイドライン(案)第5条第1項において定義している機微(センシティブ)情報は、個人情報の中でも特に慎重な取扱いが求められることから、金融分野の個人情報の特性及び利用方法に鑑み、取得、利用又は第三者提供できる場合を限定する情報として規定しています。 機微(センシティブ)情報の内容は、現行の金融分野ガイドラインにおいて規定され、これまで金融分野における個人情報取扱事業者において特に慎重な取扱いがなされてきた従来の機微(センシティブ)情報を前提に、今般の個人情報保護法の改正によって新設された要配慮個人情報を含める形で整理統合し、金融分野ガイドライン(案)上の定義としているものです。 なお、現行の金融分野ガイドラインにおける機微(センシティブ)情報については、当該事業者における実務等を勘案し、いわゆる公知なものや外形から明らかなものは該当しないと解されているところ、金融分野ガイドライン(案)における新たな機微(センシティブ)情報については、個人情報保護法第17条第2項の規定を参考に、これを明確化したものです。</p> <p>(2) 金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。 なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項各号の規定内容を引き継いでおりますが、これは、今般の個人情報保護法の改正前後において、当該格別の措置の必要性等は変わらないと考えられるためです</p> <p>(3) 金融分野ガイドライン(案)第5条に関して、金融分野Q&AIにおいて補足することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>原案では、(仮に機微情報が要配慮個人情報をすべて包含するように定義したとしても、)機微情報と要配慮個人情報の規制内容が異なるため、結局両方の規制に目を向ける必要があり、運用が複雑になりますし、機微情報と要配慮個人情報の規制の関係を理解することは、一般企業にとっては必ずしも容易ではないと思われます。そのため、機微情報の規制を、要配慮個人情報の規制にあわせるなどして見直し、両者の規制の関係をわかりやすいようにしていただく方がよいと考えます。</p> <p>以上の意見を要約すると以下のとおりです。</p> <p>(1)機微情報に要配慮個人情報のすべてを包含するように、機微情報を定義していただきたい。</p> <p>(2)機微情報の規制内容を要配慮個人情報の規制内容とあわせるなどして、両者の規制の関係をわかりやすくしていただきたい。</p> <p>(3)少なくとも、機微情報の規制と要配慮個人情報の規制の関係につき、具体例を挙げて、わかりやすく解説していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
29	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条の機微情報制度は、要配慮個人情報(法2条3項)よりも広く定義された情報(例えば労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活)について、取得のみならず「利用又は第三者」まで規制されるという意味では、要配慮個人情報よりも上乗せとなっている。その反面、例外事由が法17条2項よりも広く定められており、例えば本ガイドライン5条1項5号、6号に該当する場合には、要配慮個人情報の「取得」さえも許容されると読めるものの、本ガイドライン5条1項5号、6号に該当したからといって、法17条2項の例外事由には必ずしも該当しないように思われる。その意味では、機微情報規制が「上乗せ規制」とは必ずしもいえず、本ガイドライン5条の機微情報規制にだけ従っていても、法17条2項違反となる場合があり得ると理解されるが、そのような理解でよいか回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第3項では、機微(センシティブ)情報を同条第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、個人情報保護法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等の規制が前提となることを確認的に規定しています。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
30	第5条第1項	<p>・関連して、「信条」「社会的身分」等の要配慮個人情報(法17条2項)の取得規制について、本ガイドライン5条1項5号及び6号の場合がそれぞれ本人の同意(法17条2項本文)を要しない例外となるのかについて明らかにされたい。換言すれば、法17条2項各号に該当しなくとも、本ガイドライン5条1項5号又は6号に該当すれば本人同意なき要配慮個人情報の取得が適法とされるかについて回答されたい。(もし、本ガイドライン5条1項5号及び6号の場合が必ずしも法17条2項の例外にあたらぬのであれば、本ガイドライン5条1項5号及び6号の「機微(センシティブ)情報」という文言は「機微(センシティブ)情報(但し要配慮個人情報に該当するものは除く)」と修正されたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第3項では、機微(センシティブ)情報を同条第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、個人情報保護法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならぬとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等の規制が前提となることを確認的に規定しています。</p>
31	第5条第1項	<p>・従前の機微情報規制にそのまま従っていればそれで改正法の要配慮個人情報対応となるということであれば、金融機関として対応はそう難しくなく、通常、要配慮個人情報規制に従うだけでよければ、(金融機関以外の一般企業と同様の対応でいいので)システム業者の対応もそう難しくないとと思われるところ、施行まで半年もないのに、機微情報規制と要配慮個人情報規制の双方に対応しなければならないということは実務上少なからぬ困難があるように思われるが、①機微情報制度を撤廃する、②機微情報規制のみに従っていれば要配慮個人情報規制も遵守したとみなす、③経過措置を講じる等、金融実務への配慮について前向きに検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項において定義している機微(センシティブ)情報の内容は、現行の金融分野ガイドラインにおいて規定され、これまで金融分野における個人情報取扱事業者において特に慎重な取扱いがなされてきた従来の機微(センシティブ)情報を前提に、今般の個人情報保護法の改正によって新設された要配慮個人情報を含める形で整理統合し、金融分野ガイドライン(案)上の定義としているものです。</p>
32	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条につき機微情報には要配慮個人情報に該当しない「労働組合への加盟、門地、本籍地」および「性生活」情報が含まれるところ、要配慮個人情報にこれらの情報が加えられなかった趣旨に鑑み、これらの情報を機微情報から排除するべきではないか検討されたい。もし機微情報に入れるというのであれば、定義の不明確性や実務上の煩瑣等の要配慮個人情報にこれらの情報が加えられなかった趣旨に鑑み、なぜそれでも機微情報にこれらの情報を入れることが合理的なのか、それぞれ理由を説明されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項において定義している機微(センシティブ)情報の内容は、現行の金融分野ガイドラインにおいて規定され、これまで金融分野における個人情報取扱事業者において特に慎重な取扱いがなされてきた従来の機微(センシティブ)情報を前提に、今般の個人情報保護法の改正によって新設された要配慮個人情報を含める形で整理統合し、金融分野ガイドライン(案)上の定義としているものです。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
33	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条につき、要配慮個人情報(法2条3項)に対して法が設けている制度は取得規制(法17条2項)に止まり、オプトアウト規制(法23条2項)以外に「利用・第三者提供」への規制は存在しないところ、機微情報については、なぜ利用・第三者提供まで規制することが正当化されるのか回答されたい。また、このような法に定めのない規制をガイドライン限りで定めることがなぜ正当化されるか回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第1号各号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項各号の規定内容を引き継いでおりますが、これは、今般の個人情報保護法の改正前後において、当該格別の措置の必要性等は変わらないと考えられるためです。</p>
34	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条につき、個人データではないいわゆる散在情報たる機微情報の「利用又は第三者提供」についても規制対象かどうか回答されたい(本ガイドライン5条の文言を見ると、取得、利用又は第三者提供規制は個人データである機微情報に限られないような書きぶりを読めるので確認を求めている。)。個人データかどうかによってリスクは大きく異なっており、法23条2項の規制が個人データに限られている以上、平仄をあわせる意味で機微情報の利用・第三者提供規制は個人データに限るべきではないか。そのような限定を付さないのであれば、限定をすべきではない理由を説明されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>データベース化しているか否かにかかわらず、慎重な取扱いの必要性等は変わらないことから、平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)への意見一覧135番の回答「機微情報は、データベース化しているか否かを問わず、取得、利用及び第三者提供に関して原則として禁止」の考え方が変わるものではないと考えます。</p>
35	第5条第1項	<p>金融分野ガイドライン第5条第1項で規定される機微情報の取得等(取得、利用又は第三者提供)に関する規定と法で規定される要配慮個人情報の取得等に関する規定とを比較すると、同ガイドラインでは同項第一号～第八号に該当しない場合、機微情報は本人の同意があっても取得、利用又は第三者提供ができないことになる。一方、法では本人の同意があれば要配慮個人情報の取得が可能である。</p> <p>この点について、要配慮個人情報に関しては、同ガイドラインでは一層厳しく制限されている(上乗せ規制されている)ということで間違いないか。</p> <p>仮に上記の理解が正しいとすると、</p> <p>金融分野ガイドライン第5条第3項では、「機微情報」の取扱いの例として、要配慮個人情報の「取得」の場合が示されており、「利用、第三者提供」の場合については示されていないが、同項については以下の理解でよいか。</p> <p>・「機微情報に該当し、要配慮個人情報にも該当する情報」については、取得のほか利用又は第三者提供についても、法令上の要配慮個人情報の規定に従う。ただし、同ガイドライン上で機微情報に上乗せ規制を掛けている場合には、当該規制にも従うことになる。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>・「機微情報に該当しないが、要配慮個人情報には該当する情報」については、取得のほか利用又は第三者提供についても、法令上の要配慮個人情報の規定に従う。ただし、同ガイドライン上での機微情報への上乗せ規制の適用は受けない。</p> <p>・「機微情報に該当するが、要配慮個人情報には該当しない情報」については、同ガイドライン上、機微情報について直接規定している規定(同ガイドライン第5条第1項、第2項、第4項)に従う。</p> <p>・なお、同ガイドライン第5条第3項において、「個人情報の保護に関する法令等に従い」と記載されているのは、機微情報であっても、本条に規定されていない事項については保護法の該当規定が適用されるという一般則が述べられているのであって、第3項で例示される要配慮個人情報に関する規定が機微情報全体(要配慮個人情報でない情報を含めて)に適用されるという意味ではないことを念のために確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	
36	第5条第1項	<p>ガイドライン案第5条第1項本文の規定により、改正後の個人情報保護法(以下「法」という。)第2条第3項に定める要配慮個人情報は、機微(センシティブ)情報に含まれるものと理解する。</p> <p>機微(センシティブ)情報については、ガイドライン案第5条第1項第1号～第8号に該当する場合を除き、取得、利用又は第三者提供をすることができないとされている。また、要配慮個人情報については、法第17条第2項第1号～第6号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく取得することができないとされている。</p> <p>①ガイドライン案第5条第1項第1号～第8号の何れかに該当し、かつ、法第17条第2項第1号～第6号の何れかに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく取得することができるという理解でよいか。また、このケースは、例えば、ガイドライン案第5条第1項第1号～第4号、法第17条第2項第1号～第4号の場合が考えられるがいかか。</p> <p>②ガイドライン案第5条第1項第1号～第8号の何れかに該当するものの、法第17条第2項第1号～第6号の何れかに該当しない場合は、あらかじめ本人の同意を得て取得するという理解でよいか。また、このケースは、例えば、ガイドライン案第5条第1項第5号～第8号の場合が考えられるがいかか。</p> <p>③ガイドライン案第5条第1項第1号～第8号の何れにも該当せず、法第17条第2項第1号～第6号の何れかに該当するケースは、取得できないという理解でよいか。また、このケースは、例えば、法第17条第2項第1号、第4号の場合が考えられるがいかか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。</p> <p>すなわち、機微(センシティブ)情報は、要配慮個人情報とそれ以外の情報によって構成されていますが、例えば、取得に関しては、要配慮個人情報については、個人情報保護法第17条第2項に従い、一定の場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得なければならないこととされている規制を前提とした上で、要配慮個人情報を含む機微(センシティブ)情報については、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号において機微(センシティブ)情報を取得できる場合を限定する規制を設けているものです。</p> <p>このため、金融分野における個人情報取扱事業者は、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供については、要配慮個人情報とそれ以外の情報の区分に応じて、前者の情報については個人情報保護法第17条第2項及び第23条第2項並びに金融分野ガイドライン(案)第5条、後者の情報については金融分野ガイドライン(案)第5条の規定に従う必要があります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			<p>したがって、要配慮個人情報に該当しない機微(センシティブ)情報については、御意見の①から③までの整理は当たりません。</p> <p>他方、要配慮個人情報については、次のとおりです。</p> <p>御意見の①の前半については、御理解のとおりです。後半については、御意見の「ガイドライン案第5条第1項第1号～第4号、法第17条第2項第1号～第4号の場合」に限られません。</p> <p>御意見の②については、例えば、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第7号に該当する場合は本人の同意を得ていることが前提となっているため、個人情報保護法第17条第2項柱書の要件を充たしていることとなり同項各号の該当性を判断する必要が無いため、御意見の整理とは異なります。</p> <p>御意見の③については、同法第17条第2項第1号に該当する場合は金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第1号に、同法第17条第2項第4号に該当する場合は金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第4号に該当するため、御意見の整理とは異なります。</p>
37	第5条第1項	<p>「機微情報」については、取得、利用又は第三者提供を行わないこととされているところ、その例外として、①～⑧が定められている。</p> <p>このうち、①から④の事例について、「ガイドライン通則編 3-1-5 利用目的による制限の例外(法第16条第3項関係)を参照のこと。」と追記して頂きたい。</p> <p>金融機関は、不正送金等の金融犯罪被害事実に関する情報を、関連する被害防止のために、他の事業者に提供するため、などの目的で、機微情報を、取得、利用又は第三者提供することが必要な場合がある。</p> <p>「ガイドライン通則編 3-1-5」では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の例として、「不正送金等の金融犯罪被害事実に関する情報を、関連する被害防止のために、他の事業者に提供するため」が記載されており、取得、利用又は第三者提供できることが明確化されている。</p> <p>「金融分野におけるガイドライン」においても、同様の明確化を図るために、「ガイドライン通則編 3-1-5を参照のこと」と追記して頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)は、通則ガイドラインを基礎とした上で、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項等を規定しています。</p> <p>したがって、御意見の「不正送金等の金融犯罪被害事実に関する情報を、関連する被害防止のために、他の事業者に提供する場合」において、当該情報が機微(センシティブ)情報に該当するときは、当該場合は金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第2号にも該当すると解されますので、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
38	第5条第1項	<p>金融分野ガイドライン第5条第1項について、柱書の「本人を目視し、(中略)外形上明らかなものを除く」旨および各号は、法第17条第2項各号、規則第6条、および政令第7条第一号を反映したものと理解しているが、政令第7条第二号「法第23条第5項各号に掲げる</p>	<p>個人情報保護法第23条第5項各号に該当する場合には、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項柱書の「第三者」に該当しないところ、授受することは可能であると考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>場合(委託・合併・共同利用の場合)において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるときは明記されていない。</p> <p>これは、法第23条第5項に掲げる行為は第三者提供に該当しないとされているため、あえて例外規定がされておらず、これらの場合は機微情報であっても授受ができると理解してよいか。それとも、同ガイドライン第5条第1項第七号に含めて読むという理解か。</p> <p>あるいは、機微情報は要配慮個人情報とは異なり、法第23条第5項各号に掲げる場合については、取得、利用又は第三者提供ができないということか。</p> <p>仮にそうであるとすれば、実務上大いに支障が生じるので再考いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	<p>なお、同法第23条第5項各号により得た機微(センシティブ)情報を金融分野における個人情報取扱事業者が利用等する場合には、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号に基づいて対応することになります。</p>
39	第5条第1項	<p>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)第5条第1項において、例外的に機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供することができる例を定めているが、法23条5項各号の事由を例としてあげていない理由は何か。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>個人情報保護法第23条第5項各号に該当する場合には、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項柱書の「第三者提供」に該当しないものと考えられます。</p>
40	第5条第1項	<p>個人情報保護法は、要配慮個人情報の場合には、法23条5項各号に掲げる場合は、要配慮個人情報の提供を認めている一方、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)第5条第1項において機微(センシティブ)情報について、法23条5項各号に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供を認めないのは、バランスを失するのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>個人情報保護法第23条第5項各号に該当する場合には、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項柱書の「第三者提供」に該当しないものと考えます。</p>
41	第5条第1項	<p>【意見】</p> <p>金融分野ガイドラインにおいても、経済産業省の「信用分野におけるガイドライン」や法務省の「債権管理回収業分野におけるガイドライン」と同じく、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供(若しくは保管)可能な場合として「機微(センシティブ)情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定することができる書類につき本人特定のために必要な場合」等を明示していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>信用に関係する他の分野と平仄をあわせるべきと考えられるため。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号の規定内容は、金融分野における個人情報取扱事業者の実務等も勘案し、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項各号の規定内容を引き継いでおります。すなわち、例えば、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合等、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号に該当する場合は、機微(センシティブ)情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定することができる書類の取得等は可能であるところ、御意見の規定を追加する必要はないと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
42	第5条第1項	<p>(該当箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)の4ページの第5条(意見) <p>金融分野におけるガイドライン第5条1項にも、信用分野におけるガイドライン(案)同様の、『機微(センシティブ)情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用又は保管する場合』を加えるべき(理由)</p> <p>本籍地が記載されている本人確認書類をもらうたびに黒塗りすることは非合理的であり、信用分野と同様の措置が必要。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号の規定内容は、金融分野における個人情報取扱事業者の実務等も勘案し、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項各号の規定内容を引き継いでおります。すなわち、例えば、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合等、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号に該当する場合は、機微(センシティブ)情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定することができる書類の取得等は可能であるところ、御意見の規定を追加する必要はないと考えます。</p>
43	第5条第1項	<p>【意見】</p> <p>機微情報の許容される利用目的の範囲に、信用分野ガイドラインのように、「機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために、取得、利用又は保管する場合」を追加できないか。</p> <p>【趣旨】</p> <p>本籍地が、記載されている書類をもらうたびに、黒塗りしなければならないというのは、多大な労力がかかる割には、益がないと思っています。信用分野ガイドラインでは、破産者との同一性の確認等のための本籍地の利用も認められており、これと別異に解すべき積極的な理由があるとも思えません。ご検討いただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号の規定内容は、金融分野における個人情報取扱事業者の実務等も勘案し、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項各号の規定内容を引き継いでおります。すなわち、例えば、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合等、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号に該当する場合は、機微(センシティブ)情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定することができる書類の取得等は可能であるところ、御意見の規定を追加する必要はないと考えます。</p>
44	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条につき「公知の情報については、機微情報に当たらない」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A143)は未だに維持されているか、本ガイドライン案5条1項括弧書が、法17条2項5号を受け「本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者」により「公開されているもの」と、公開主体を限定して公知情報を機微情報から除いていることを踏まえて、確認されたい。また、公知情報と機微情報制度の関係について、取扱いを明記してはどうか、検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>現行の金融分野ガイドラインにおける機微(センシティブ)情報については、金融分野における個人情報取扱事業者における実務等を勘案し、いわゆる公知なものや外形から明らかなものは該当しないと解されているところ、金融分野ガイドライン(案)における新たな機微(センシティブ)情報については、個人情報保護法第17条第2項の規定を参考に、これを明確化したものです。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
45	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条につき「外形から一見して明白な身体等に関する情報は、センシティブ情報に当たらない」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A144)は未だに維持されているか確認されたい。維持される場合、外形上明らかな要配慮個人情報については、本人の同意無く取得することができるにとどまり(法17条2項6号及び政令7条1号)、オプトアウトの禁止(法23条2項)自体は引き続き適用されるものと整理されていることと、上記 Q&A144の「センシティブ情報に当たらない」との記述の関係について明らかにされたい。また、外形上明らかな機微情報の取扱いについて明記してはどうか、検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>現行の金融分野ガイドラインにおける機微(センシティブ)情報については、金融分野における個人情報取扱事業者における実務等を勘案し、いわゆる公知なものや外形から明らかなものは該当しないと解されているところ、金融分野ガイドライン(案)における新たな機微(センシティブ)情報については、個人情報保護法第17条第2項の規定を参考に、これを明確化したものです。</p> <p>また、金融分野ガイドライン(案)第5条第3項では、機微(センシティブ)情報を同条第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、同法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等の規制が前提となることを確認的に規定しています。</p>
46	第5条第1項	<p>・本ガイドライン案5条1項括弧書では、機微情報から、①本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、②本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除外している。しかし、法における要配慮個人情報の取扱いをみると、上記①及び②は取得規制の例外と位置づけられているが(法17条2項5号・6号、政令7条1号)、取得規制の例外により本人の同意無く取得された要配慮個人情報についてもオプトアウト禁止規制(法23条2項)の適用対象になると思われる。そうすると、上記①②のいずれかにより取得された要配慮個人情報については、機微情報の規制対象からは外れるが、法23条2項のオプトアウト禁止規制は引き続き適用されるという理解でよいか、回答されたい。また、取得時に公知ないし外形上明らかというだけで取得後の利用・第三者提供の場面でも、機微情報として扱われないというのは機微情報を保護するという目的に反するのではないか、機微情報から除外するのではなく、機微情報に関する取得規制の例外と位置づけるべきではないか、検討されたい。(なお、そもそも我々の法についての理解が誤っており、法17条2項各号や政令7条等によって取得が認められている要配慮個人情報については、オプトアウト禁止規制(法23条2項)が課せられていないということであれば、その旨を確認されたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>前段については、御理解のとおりです。</p> <p>後段については、現行の金融分野ガイドラインにおける機微(センシティブ)情報については、金融分野における個人情報取扱事業者における実務等を勘案し、いわゆる公知なものや外形から明らかなものは該当しないと解されています。金融分野ガイドライン(案)における機微(センシティブ)情報についても、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、いわゆる公知なものや外形から明らかなものに対して、取得後の利用・第三者提供を原則として禁止する必要まではないと考えます。</p> <p>なお、御理解のとおり、要配慮個人情報については、個人情報保護法第17条第2項各号に基づいて取得する場合も含めて、同法第23条第2項のオプトアウトによる第三者提供をすることはできません。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
47	第5条第1項	<p>機微(センシティブ)情報の定義として、「本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く」とあることから、要配慮個人情報であっても、上記括弧書きに該当する情報は、機微(センシティブ)情報に含まれないとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	御理解のとおりです。
48	第5条第1項	<p>金融分野ガイドライン第5条第1項には、機微情報の定義の説明として、「本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下『機微(センシティブ)情報』という。」と記載されている。</p> <p>(本意見において、便宜上、「本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの」を「公開情報」、「本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなもの」を「外形情報」とする。)</p> <p>この記載について、以下の理解でよいか。</p> <p>質問① 公開情報又は外形情報は「法第2条第3項に定める要配慮個人情報」と「労働組合への加盟、門地、本籍地、保険医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報」のどちらかに該当する場合であっても、機微情報には含まれないという理解でよいか。</p> <p>質問② 質問①の理解が正しいとすると、「法第2条第3項に定める要配慮個人情報」は、同ガイドライン上は公開情報又は外形情報であれば機微情報に該当しない一方、保護法上は公開情報又は外形情報であっても「法第2条第3項に定める要配慮個人情報」に該当する(つまり「法第2条第3項の要配慮個人情報」から除かれない)という理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	御理解のとおりです。
49	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条につき「本籍地」に「国籍」が該当しないことを確認されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御理解のとおりです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
50	第5条第1項	<p>【意見】 パスポートに記載の「本籍」欄は都道府県名だけのため、機微情報の「本籍地」には該当しないという理解でよいか。</p> <p>【理由】 事例の明確化のため。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	御理解のとおりです。
51	第5条第1項	<p>機微情報の「取得」について教えてもらいたいです。 例えば、本人確認でパスポートを見る(国籍情報を見る)ことも該当するのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	国籍情報は機微(センシティブ)情報に該当しないものと考えます。
52	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条につき「保健医療」に関する情報は、病歴(法2条3項)、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果(施行令2条2号)、健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(施行令2条3号)として、「要配慮個人情報」の定義の中で網羅されていると考えられるが、要配慮個人情報ではない「保健医療」に関する情報として具体的にどのようなものが想定されるか明らかにされたい。(もし想定できないのであれば、機微情報から「保健医療」に関する情報を削除されたい。)</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	例えば、医師等の診察等によらず、自己判断により市販薬を服用しているといったケースが挙げられます。
53	第5条第1項	<p>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)第5条第1項において、「保健医療」に関する情報を「機微(センシティブ)情報」の一つとして定めているが、要配慮個人情報には該当しないが、機微(センシティブ)情報に該当する保健医療に関する情報は、どんなものを想定しているのか例示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	例えば、医師等の診察等によらず、自己判断により市販薬を服用しているといったケースが挙げられます。
54	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条につき「門地」とは「社会的身分」(法2条3項)に包含されるのではないかと確認されたい。包含されるなら「門地」を削除されたい。もし門地を削除しないのであれば、門地の定義を明らかにした上で、社会的身分ではない門地に関する情報として具体的にどのようなものが想定されるかを回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	門地とは、特殊の家系に基づく身分を指します。他方、社会的身分とは、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を指します。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
55	第5条第1項	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)第5条第1項において定める「門地」とは、どういう意味か。また、この「門地」と、要配慮個人情報の一つとして定められている「社会的身分」との違いは何か。 【匿名】	門地とは、特殊の家系に基づく身分を指します。他方、社会的身分とは、ある個人にその境遇として固着して、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を指します。
56	第5条第1項	・本ガイドライン5条につき「性生活」の定義について回答されたい。例えば実子の存在(即ちその実子の誕生の約10ヶ月前における性生活を推知させる事実)、特定の個人との交際又は婚姻の有無に関する事実、同性間の性行為の有無に関する事実、本人がLGBTであること、同性間での交際又は婚姻の有無に関する事実、異性間での交際又は婚姻の有無に関する事実、(同性・異性を問わず)性交類似行為の有無に関する事実はそれぞれ「性生活」に含まれるのか、回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見の例が金融分野ガイドライン(案)第5条の「性生活」に該当するか否かは、個人にかかる具体的な情報の内容に応じて異なり得るものと考えます。
57	第5条第1項	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)第5条第1項において「性生活」に関する情報を機微(センシティブ)情報の一つとして掲げているが、金融分野において、どのような場合に取得、利用、第三者提供をすることが想定されているのか明らかにしていただきたい。 【匿名】	金融分野ガイドライン(案)第5条の「性生活」に該当するか否かは、個人にかかる具体的な情報の内容に応じて異なり得るものと考えます。
58	第5条第1項	・本ガイドライン5条につき、旧6条から「政治的見解」が削除されているが、旧6条は「政治的見解」とは別のカテゴリーとして「信教(宗教、思想及び信条をいう)」というカテゴリーを立てていたことから、少なくとも旧6条において「政治的見解」は「信条」に包摂されない概念と理解される。本ガイドライン5条では、「信条」(法2条3項)の中に旧6条の「政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう)」のすべてが包含されると考えてよいか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	現行の金融分野ガイドラインの「政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう)」は、要配慮個人情報の「信条」に含まれるものと解されます。
59	第5条第1項	機微情報の定義から、①「政治的見解」、②「信教(宗教、思想及び信条をいう。）」、③「人種」、④「民族」、⑤「犯罪歴」という文言が除かれたが、これらは要配慮個人情報(改正後の個人情報の保護に関する法律第2条第3項)に該当するという理解でよいか。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	御理解のとおりです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
60	第5条第1項	<p>・本ガイドライン5条につき、旧6条から「民族」が削除されているが、旧6条は「人種」とは別のカテゴリーとして「民族」というカテゴリーを立てていることから、少なくとも旧6条において「人種」は「民族」に包摂されない概念と理解される。本ガイドライン5条では、「人種」(法2条3項)の中に旧6条の「人種及び民族」のすべてが包含されると考えてよいか回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>現行の金融分野ガイドラインの「人種及び民族」は、要配慮個人情報の「人種」に含まれるものと解されます。</p>
61	第5条第1項	<p>運転免許証等に記載される次のものは機微情報に該当するか。</p> <p>①「眼鏡等」の表示 ②「アクセル・ブレーキは手動式」等の文言 ③臓器提供意思表示</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>①及び③については、機微(センシティブ)情報に該当しないものと考えます。</p> <p>②については、「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報に該当する場合には、要配慮個人情報に該当するものと考えます。</p>
62	第5条第1項	<p>【意見等】</p> <p>以下のような事例は、機微情報には該当しないという理解でよいか。よければ、具体例として明記いただきたい。</p> <p>・ 運転免許証等に記載された臓器提供意思に関する情報(信条、保険医療に関する情報に該当しない。)</p> <p>・ 労働組合の委員長であることや、宗教法人の代表者であること(労働組合への加盟、信条に係る推知情報であり、機微情報に該当しない。)</p> <p>【理由】</p> <p>取得、利用又は第三者提供の可能な範囲を明確化するため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人第二地方銀行協会】</p>	<p>運転免許証等に記載された臓器提供意思に関する情報については、機微(センシティブ)情報に該当しないものと考えます。</p> <p>労働組合や宗教法人に所属しているという事実は、機微(センシティブ)情報に該当するものと考えます。</p>
63	第5条第1項第1号	<p>・本ガイドライン5条1項1号の解釈につき、「法令において、明示的に事業者における機微情報の取得等が義務付けられている場合又は法令に基づく告示、指針等に基づき事業者における機微情報の取得等が求められている場合には、ガイドライン第6条第1項第1号の「法令等に基づく場合」に該当するものと考えられます。」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A139)は未だに維持されているか確認されたい。この点を明記してはどうか、検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A139の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第1号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項第1号の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
64	第5条第1項第1号	<p>・本ガイドライン5条1項1号の解釈につき、「法令等」には「法令に基づく告示、指針等及び条約又は政府間協定、公務所により発出された指導文書等が含まれると解されます。」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A148)は未だに維持されているか確認されたい。この点を明記してはどうか、検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A148 の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第1号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項第1号の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
65	第5条第1項第1号	<p>・本ガイドライン5条1項1号の解釈につき、「法令等」には「日本国以外の国の法令において明示的に事業者における機微情報の取得等が義務付けられている場合又は法令に基づく行政機関の告示、指針等に基づき事業者における機微情報の取得等を定められている場合も含まれるものと解されます。」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A150)は未だに維持されているか確認されたい。この点を明記してはどうか、検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A150 の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第1号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項第1号の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
66	第5条第1項第2号	<p>・本ガイドライン5条1項2号の解釈につき、「ガイドライン第6条第1項第2号は、個人情報の保護に関する法律第16条第3項第2号の解釈に基づき、人の生命、身体、財産に関する権利利益が侵害される具体的おそれが存在するとともに、当該センシティブ情報を利用することによりその財産等の保護が図られることについての合理的説明を要していると解されます。」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A140)は未だに維持されているか確認されたい。この点を明記してはどうか、検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A140 の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第2号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項第2号の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
67	第5条第1項第2号	<p>・本ガイドライン5条1項2号につき、法17条2項2号は「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」として単に「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に限らず、「本人の同意を得ることが困難であるとき」であってはじめて例外事由に該当するとしている。機微情報制度が要配慮個人情報に対する上乗せ規制であれば、本ガイドライン5条1項2号においても「本人の同意を得ることが困難であるとき」を加えてはどうか。「本人の同意を得ることが困難であるとき」を加えないのであればその理由を示されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第2号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。</p> <p>また、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第2号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項第2号の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
68	第5条第1項第3号	<p>・本ガイドライン5条1項3号につき、法17条2項3号は「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」として単に「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合」に限らず、「本人の同意を得ることが困難であるとき」であってはじめて例外事由に該当するとしている。機微情報制度が要配慮個人情報に対する上乗せ規制であれば、本ガイドライン5条1項3号においても「本人の同意を得ることが困難であるとき」を加えてはどうか。「本人の同意を得ることが困難であるとき」を加えないのであればその理由を示されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第3号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。</p> <p>また、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第3号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項第3号の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
69	第5条第1項第4号	<p>・本ガイドライン5条1項4号につき、法17条2項4号は「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」として単に「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」に限らず、「本人の同意を得ることが困難であるとき」であってはじめて例外事由に該当するとしている。機微情報制度が要配慮個人情報に対する上乗せ規制であれば、本ガイドライン5条1項4号においても「本人の同意を得ることが困難であるとき」を加えてはどうか。「本人の同意を得ることが困難であるとき」を加えないのであればその理由を示されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第4号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。</p> <p>また、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第4号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項第4号の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
70	第5条第1項第5号	<p>・本ガイドライン5条1項5号につき、いわゆる政治・宗教等の団体や(政治的・宗教的)傾向企業に所属しているという事実は、要配慮個人情報の解釈においては単なる「推知情報」であり(通則編2-3柱書)、「信条」(法2条3項)そのものではなく、要配慮個人情報に該当しないということにより回答されたい。その上で、本ガイドライン5条1項5号が「源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合」を挙げていることの趣旨は、機微情報の解釈としては、「政治・宗教等の団体」への加盟が機微情報に該当するという点により、回答されたい。もしそうであれば、機微情報のうちどれに該当するか回答されたい。(そもそもそれが機微情報でなければ、そのような情報の取得・利用・第三者提供の「例外」として本ガイドライン5条1項5号を設ける意味がないことから、削除されたい。)</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>いわゆる政治・宗教等の団体に所属しているという事実は要配慮個人情報における「信条」に該当するものと考えます。他方、いわゆる(政治的・宗教的)傾向企業に所属しているという事実のみでは、必ずしも要配慮個人情報には該当しないものと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第5号においては、「政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟」していることについて、機微(センシティブ)情報に該当するものと考えます。また、かかる事実は「信条」及び「労働組合への加盟」に該当し得ます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
71	第5条第1項第5号	<p>・本ガイドライン5条1項5号につき、源泉徴収事務「等」とは何か、源泉徴収事務以外に何があてはまるか回答されたい。例えば、チェックオフ協定に基づく従業員からの組合費天引きは「源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲」において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合」に該当するか回答されたい。あわせて、「第5号については、源泉徴収事務以外にも、団体信託等、団体に関する事務として請け負った事務の遂行上、機微情報を取得等する場合も該当するものと考えられます。」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果についてQ&A132)は本ガイドラインの下でも有効か回答されたい。この点を明記してはどうか、検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の規定は現行の金融分野ガイドラインから変更を加えていませんので、平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)への意見一覧132番の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>したがって、源泉徴収事務等の「等」の例として、団体信託等、団体に関する事務として請け負った事務が挙げられます。御意見の例であるチェックオフ協定に基づく従業員からの組合費天引きについて、金融機関が団体に関する事務として請け負った事務である場合には、源泉徴収事務等の「等」に該当するものと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第5号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項第5号の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
72	第5条第1項第6号	<p>・本ガイドライン5条1項6号につき、相続手続における取得・利用・第三者提供も「業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合」ではあると理解されるが、7号と異なるものとして6号を設けた趣旨は、相続手続においては「本人の同意」(本ガイドライン5条1項7号)を必要としないという趣旨でよいか確認されたい。(そうでなければ、どのような趣旨なのか回答されたい。)</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御理解のとおりです。
73	第5条第1項第6号	<p>・本ガイドライン5条1項6号につき、相続の確認のために戸籍謄本を提出させた場合、当該戸籍謄本に「本籍地」が記載されていても、それは本ガイドライン5条1項6号によって当該本籍地情報の取得・利用・第三者提供が正当化される(すなわち、当該本籍地情報を黒塗りにする必要はない)ということによいか、回答されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第6号は、相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報の取得等を可能としているものであり、当該必要な限りと認められる場合には、本籍地情報の取得は可能と考えます。
74	第5条第1項第6号	<p>・本ガイドライン5条1項6号につき、相続の際の準拠法の確認のため、国籍に関する情報を提出させる場合、当該国籍情報はそもそも要配慮個人情報たる「人種」ではないから、本ガイドライン5条1項6号の例外の適用をするまでもなく、機微情報ではないということによいか確認されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御理解のとおりです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
75	第5条第1項第7号、第8号	<p>・本ガイドライン5条1項7号及び8号につき、法17条2項柱書きは「あらかじめ本人の同意を得ないで」とあるように、本人の事前の同意があれば常に取得が正当化される。それにもかかわらず、本ガイドライン5条1項7号及び8号では、単に本人の同意があるだけでなくそれ以外の付随事情(「保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から」「業務遂行上必要な範囲」「機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報」)がないと取得・利用・第三者提供が正当化されない。これは平仄があわないので、要配慮個人情報規制にあわせ、本人の事前の同意があれば常に機微情報の取得・利用・第三者提供が正当化されるようにすべきであるのでそのようにガイドラインを修正されたい。修正しないのであれば、なぜ本人の同意があっても機微情報の取得・利用・第三者提供を原則禁止することが正当化されるか説明されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。</p>
76	第5条第1項第8号	<p>・本ガイドライン5条1項8号につき「生体認証情報」の定義を回答されたい。なお、「ビデオカメラの画像が氏名その他の情報により個人を特定できる情報であっても、当該個人の本人確認に用いられる場合でなければ、生体認証情報とは解されません。」(平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A154)が本ガイドラインの下でも適用されるか回答されたい。この点を明記してはどうか、検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針(案)の「(別添2)金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条に定める「機微(センシティブ)情報」(生体認証情報を含む。)について」において、現行の実務指針と同様に、機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報について「機械による自動認証に用いられる身体的特徴のうち、非公知の情報」と規定しています。</p> <p>また、御意見の平成16年12月28日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について Q&A154 の回答の考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第8号の規定内容は、現行の金融分野ガイドライン第6条第1項第8号の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
77	第5条第3項	<p>・本ガイドライン5条3項につき、「金融分野における個人情報取扱事業者は、機微(センシティブ)情報を、第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならないことに留意する。」とされていることの趣旨は何か説明されたい。これは、本ガイドライン5条1項5項、6項等の事情があったとしても、必ずしも要配慮個人情報の取得は正当化されないの、それに加えて要配慮個人情報の取得が正当化</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項各号は、個人情報保護に関する法令等の規制を前提とした上で、金融分野における個人情報の保護のために更に必要となる格別の措置として、機微(センシティブ)情報の取得、利用又は第三者提供できる場合を限定しているものです。</p> <p>これを受けて、金融分野ガイドライン(案)第5条第3項では、機微(センシティブ)情報を同条第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>される場合でなければ、法17条2項違反になるということを意味しているのか、確認されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>たつては、個人情報保護法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等の規制が前提となることを確認的に規定しています。</p>
78	第5条第3項	<p>ガイドライン案第5条第3項の例示(「例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていること…(中略)…に留意する。」)は、ガイドライン案第5条第1項第1号～第8号に該当し、改正後の個人情報保護法第17条第2項第1号～第6号に該当しない場合を想定しているという理解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第3項では、機微(センシティブ)情報を同条第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、個人情報の保護に関する法令等の規制が前提となることを確認的に規定しています。</p> <p>すなわち、機微(センシティブ)情報は、要配慮個人情報とそれ以外の情報によって構成されていますが、個人情報保護法においては、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、同法第17条第2項に従い、一定の場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得なければならないこととされています。</p>
79	第6条	<p>・本ガイドライン6条につき「電話等での資料請求に対して、請求者が提供した住所及び氏名に関する情報を請求された資料の送付のみに利用する場合」及び「着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で当方から相手方に電話を掛け直す場合」は削除されているが、通則編3-2-5(4)事例1の「商品・サービス等を販売・提供するに当たって住所・電話番号等の個人情報を取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実にを行うためという利用目的であるような場合」とは異なる場合であるから、この2つは削除せず残すことを検討されたい。もし、削除されるのであれば、本ガイドラインの下で「電話等での資料請求に対して、請求者が提供した住所及び氏名に関する情報を請求された資料の送付のみに利用する場合」及び「着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で当方から相手方に電話を掛け直す場合」はそれぞれ「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」として法18条4項により利用目的の通知等をしなくてよい場合に該当するの可否かを回答されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の現行の金融分野ガイドライン第8条第3項第4号の例については、通則ガイドライン3-2-5(4)の事例1)に相当する記載があることから、削除しています。</p> <p>したがって、御意見の例は、いずれも、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合に該当するものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
80	第6条	<p>【意見等】 本人により公開されている「機微情報」は、あらかじめ本人の同意を得ることなく取得することができることとされている。</p> <p>「個人情報」(機微情報にあたらぬ通常の個人情報)についても、以下のように本人により公開されていると考えられる情報は、本人の同意を得ることなく取得し、あらかじめ公表している利用目的の範囲内であれば取得・利用できるとの理解でよいか。仮に当該取得した個人情報を公表している利用目的外で利用する場合には、利用目的の通知や本人同意が必要との理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人がインターネットのブログ等に掲載している個人情報 ・ 営業担当者が顧客の自宅を訪問した際の誰でも見える状態の表札等から得られる家族の氏名等 <p>【理由】 取得の可能な範囲や取扱いを明確化するため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人第二地方銀行協会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)において特に定めのない部分については、通則ガイドライン(利用目的の変更等であれば3-1-2等)が適用されることとなります。</p>
81	第7条	<p>・本ガイドライン7条において「ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。」という但書が削除されているが、通則編 3-3-1 では「法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない」とされている。すると、「法令等」と「法令」の間で実質的相違があるかが問題となるが、相違があるのか否かが明らかにされたい。なお、本ガイドラインの下でも、法令の他「告示、指針等及び条約又は政府間協定、公務所により発出されたガイドライン・指導文書等」において保存期間等が定められていれば、消去をしなくとも法19条の努力義務違反にならないことを確認されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>前段については、通則ガイドライン 3-3-1 において、御意見のただし書に相当する記載があることから削除しています。</p> <p>後段については、御理解のとおりです。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
82	第8条	<p>・本ガイドライン8条において、必要かつ適切な措置として「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」の3種類のみが挙げられている。ところが、通則編8、特に8-6では、「物理的安全管理措置」という概念を取り入れ、「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」に加え、「物理的安全管理措置」も必要とされている。すると、本ガイドラインを遵守して物理的安全管理措置を含まない安全管理措置を講じた場合、物理的安全管理措置の導入を求めている通則編違反となるのではないかと、回答されたい。このような懸念を解消するため、安全管理措置の体系(特に「物理的安全管理措置」の要否)を通則編と本ガイドラインで統一してはどうか、検討されたい。統一しないということであれば、通則編と本ガイドラインにおいてなぜそれぞれ「物理的安全管理措置」を必要とする／しないことが合理的なのか説明されたい。更に金融分野の個人情報取扱事業者として「物理的安全管理措置」を講じるべきか(講じるべきな場合には、どのようにすれば通則編違反を避けられるかをあわせて)回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、安全管理措置等については、通則ガイドラインではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、いわゆる「物理的安全管理措置」については、現行の金融分野ガイドラインにおいては「技術的安全管理措置」等に含まれているところ、金融分野ガイドライン(案)においては当該規定内容を引き継いでおります。</p>
83	第8条	<p>・本ガイドライン8条につき、安全管理措置とは法20条によれば個人データに対して行うべきとされているところ、「不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないもの」は法2条4項及び政令3条により個人情報データベース等に該当しないとされていることから、そもそも法20条が安全管理措置を要求する対象ではない。そこで、「例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。」という事例は少なくとも法2条4項・政令3条の下におけるリスクベースの安全管理措置の事例としては不適切であると考えられるが、そのような理解でよいか確認されたい。その上で、この事例を削除し、他の適切な事例と交換することを検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の記載は現行の金融分野ガイドラインの規定内容を引き継いでおり、現時点で、金融分野における個人情報取扱事業者においては、当該記載を参照した上で実務を運用していることが想定されます。</p> <p>したがって、当該事業者の実務の円滑性に配慮して、当該記載を引き続き残す必要があると考えます。</p>
84	第8条	<p>・本ガイドライン8条では「個人情報取扱事業者」と「事業者」が混在しているところ、その意味に相違があるのか同じ意味か回答されたい。もし意味が同じなら修正されたい。修正しないのであれば、なぜ同じ意味なのに異なる表現を使うのか説明されたい。もし意味が異なるなら、それぞれを定義した上で、どう異なるのか説明されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個人情報の保護に関する法令上の条文又は当該条文の文言解釈を示す箇所においては条文に合わせて主語を「個人情報取扱事業者」と記載しており、他方、当該解釈を当てはめた事例を記載している場合や反復になる場合等、必ずしも個人情報取扱事業者との語を使用するまでもない箇所においては「事業者」と記載しているものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
85	第8条	<p>・本ガイドライン8条につき、通則編では安全管理措置の内容として、中小規模事業者が「円滑にその義務を履行し得るような手法の例」を挙げているところ、本ガイドラインにおいても金融分野における中小規模事業者が「円滑にその義務を履行し得るような手法の例」を挙げられたい。挙げない場合には、そのような通則編とは異なる扱いが正当化される理由を説明されたい。特にそのような扱いが中小規模事業者の円滑な改正法対応を要求する法附則11条に違反しない理由を説明されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>例えば、金融分野ガイドライン(案)第8条に基づく実務指針(案)の1-2(個人データの安全管理に係る取扱規程の整備)では、「(前略)全ての管理段階を同一人が取り扱う小規模事業者等においては、各管理段階ごとに取扱規程を定めることに代えて、全管理段階を通じた安全管理に係る取扱規程において次に掲げる事項を定めることも認められる。(以下略)」と規定しています。</p>
86	第8条・第9条・第10条・第17条	<p>・「安全管理措置」、「従業者の監督」、「委託先の監督」について定める(新)金融分野ガイドライン第8～10条等には、「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による」との文言が置かれていないことから、金融分野における個人情報取扱事業者は、(新)金融分野ガイドラインに沿って対応すればよいとの理解でよいか。</p> <p>・また、「漏えい事案等への対応」について定める(新)金融分野ガイドライン第17条には、通則ガイドライン「4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応」に基づく告示「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」を参照させる文言も置かれていないことから、金融分野における個人情報取扱事業者は、(新)金融分野ガイドラインおよび(新)金融分野ガイドラインの安全措置等の実務指針に沿って対応すればよいとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人生命保険協会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
87	第9条第2項	<p>・本ガイドライン9条2項の「間接」という表現は曖昧であり、削除を検討されたい。例えば、個人情報取扱事業者からシステム及びIT機器のメンテナンスを請け負った受託業者の従業員が個人情報取扱事業者に常駐しているという場合、「直接」指揮監督を受ければ偽装請負になってしまうものの「間接」的に個人情報取扱事業者の指揮監督を受けることはあり得ると考えられるが、そのような場合の当該「受託業者の従業員」は「(個人情報取扱事業者の)従業者」なのか、明らかにされたい。もし、このように解されるのであれば、「従業者」概念が過度に広範になり曖昧になるので「間接」という表現を削除されたい。もしそうでなければ、やはり「直接」の指揮を受ける者のみを「従業者」と解すべきであるから、やはり「間接」という表現を削除されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の個別の事例については、具体的な契約内容等の実態を踏まえた上で、個別の事案ごとに判断するものであると考えられることから回答しかねますが、金融分野ガイドライン(案)第9条第2項については、現行の金融分野ガイドラインの規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
88	第 10 条第2項	<p>・本ガイドライン10条2項の「他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせる」の趣旨が不明確であり、その意味を回答されたい。例えば、個人情報取扱事業者がクラウド上に個人データをアップロードするものの、クラウド業者は当該個人データにアクセスするための ID やパスワードを知らず、個人情報取扱事業者のみがそのような ID やパスワードを知っているという場合には、「他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせる」すなわち委託に該当するの否か、回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、クラウドサービスの利用に際しての個人データの取扱いについて、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q&A において考え方を示しております。</p>
89	第 10 条	<p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に係るパブリック・コメントで寄せられた意見と回答において、個人情報保護委員会から、「個人データを取り扱わない旨が定められており、適切なアクセス制御が行われている場合には、「保管・管理」、「配送・移送」、「廃棄・消去」の業務委託を行った場合でも、個人情報保護法上の委託には該当しない(個人データの取扱いの委託はしていない)」旨の回答があるが、本ガイドラインにおける委託も同様の考え方をすると理解でよいか。また、クラウドサービスを利用する場合も、クラウド業者との間で「個人データを取り扱わない旨が定められており、適切なアクセス制御が行われている場合」には、個人データの取扱いの委託に該当しないとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>基本的には、いずれも御理解のとおりです。</p> <p>なお、個別の事例において、個人データの取扱いの委託に該当しないと判断された場合においても、金融分野における個人情報取扱事業者は、当該個人データについて引き続き安全管理措置(改正後の個人情報保護法第 20 条)の義務を負うこととなります。</p>
90	第 10 条	<p>【意見】</p> <p>クラウド事業者による IaaS を利用して、個人情報を取扱うサービス提供の際にクラウド事業者が個人情報にアクセスしないことが契約、およびアクセス制御で確保されている場合、個人情報保護法上の委託先管理監督義務は発生しないとの理解でよいか。</p> <p>【理由】</p> <p>今後クラウド事業者を利用した業務が多くなることが予想されるため。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、クラウドサービスの利用に際しての個人データの取扱いについて、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q&A において考え方を示しております。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
91	第10条	<p>【意見】 クラウド事業者を委託先として考える場合、ガイドラインで定められた管理監督がクラウドの特性上実施困難なものがある。クラウド事業者における委託先管理監督方法についてガイドラインに記載いただきたい。</p> <p>【理由】 今後クラウド事業者を利用した業務が多くなることが予想されるため。 【日本貸金業協会】</p>	<p>クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないものと考えられます。</p> <p>他方で、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものであり、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、各事業者において適切に判断することになります。</p>
92	第11条第1項	<p>・本ガイドライン11条1項「個人データを提供する第三者」という表現は、「提供する」のが第三者なのか、個人情報取扱事業者なのか必ずしも明確ではない。その意味は、提供の主体は個人情報取扱事業者ということでもいいか、確認されたい。その上で、「個人情報取扱事業者から個人データの提供を受ける第三者」としてはどうか、修文を検討されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第11条第1項については、金融分野における個人情報取扱事業者が第三者提供する場合の規定です。</p> <p>また、現行の金融分野ガイドラインの規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
93	第11条第1項	<p>・本ガイドライン11条1項「第三者に提供される情報の内容」としてはどの程度抽象的記載が許されるか回答されたい。例えば「当行が保有する貴殿に関する全ての個人情報」で十分か、それとも、「当行が保有する貴殿の氏名、住所、電話番号」というようにデータの項目まで書かなければ不十分なのかを回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すことが求められますので、一般的に、「当行が保有する貴殿に関する全ての個人情報」では「第三者に提供される情報の内容」を本人に認識させたものとはいえないものと考えます。</p>
94	第11条第4項	<p>・本ガイドライン11条4項の「同号は、同号に定める「個人データの管理について責任を有する者」以外の共同して利用する者における安全管理責任等を免除する趣旨ではないことに留意する。」という部分について通則編に記載がないが、これは、金融分野でのみあてはまるので本ガイドラインのみに記載されているということか、それとも、全ての分野であてはまるのか回答されたい。もし後者なら、本ガイドラインから削除し、通則編に記載されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本意見募集は、金融分野ガイドライン(案)の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
95	第12条	<p>・本ガイドライン12条につき、金融分野においても「本人の求めに応じて遅滞なく回答する」方法により法27条の義務を果たすことが可能であることを確認されたい。これを本ガイドラインにも明記することを検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個人情報保護法第27条において、本人の知り得る状態について、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む」とされていることから、当該方法も除外されないことは明らかであると考えますが、他方で、本人の知り得る状態に置際には、金融分野における個人情報取扱事業者自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に依りて適切な方法による必要があると考えられることから、インターネットのホームページでの常時掲載を行うこと等を例示として規定しています。</p>
96	第13条	<p>・本ガイドライン13条につき法28条2項1号「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」の例は通則編では「医療機関等において、病名等を患者に開示することにより、患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合」という金融分野との関係性が低い例しか挙げられていないことから、本ガイドラインにおいて金融分野の例を挙げられたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)においては、個人情報保護法の各規定について、金融分野において通常想定され得る事例を記載していますが、同法の規定の中には、必ずしも金融分野で直ちに事例が想定されないものも含まれているものと考えます。</p>
97	第13条	<p>・本ガイドライン13条につき「犯罪収益移転防止法第8条第2項(顧客への届出事実の漏えい)」の例は通則編に挙げられていないので削除するのではなく、例として残されたい。(逆に、本ガイドラインの下では犯罪収益移転防止法上の理由が法28条2項3号に該当しないということであればその旨を明示した上で、理由を示されたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>通則ガイドライン2-7(4)の事例3)において、犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項に基づく疑わしい取引の届出の有無及び届出に際して新たに作成した個人データは、そもそも保有個人データに該当しないとされているため、金融分野ガイドライン(案)第13条には規定しないものです。</p>
98	第14条	<p>・本ガイドライン14条につき、例えば法28条2項各号に該当する場合について、「措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実」を具体的に回答してしまうと、法が定めた例外の趣旨に反することになるのではないかと確認されたい。例えば法28条に基づき「私の病気がガンか回答されたい」と保険会社に尋ねる患者に対し、その回答を拒否する際に、「判断根拠:法28条2項1号の本人の権利利益を害する恐れがある、根拠となる事実:患者本人がガンであり、それが明らかになると患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある」と記載した通知を送らなければならないのであれば、法28条2項の趣旨はまっとうされない。そこで、法31条の「説明」として求められる内容は、事案によって変わり得るのであって、上記事例であれば、保険会社は「本人の権利利益を害する恐れがあるので回答できない」等と抽象的に回答すれば、法31条の努力義務を尽くしたと言えることを確認されたい。また、14条の現在の書き方では、誤解を招くので、「個別具体的事案によるものの、個人情報取扱事業者にとって差し支えない場</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第14条に基づき、判断の根拠及び根拠となる事実を示すに際して、どの程度まで行うかについては、個別の事案ごとの判断によりますが、例えば、御意見の例において、個人情報保護法第28条第2項第1号の趣旨に配慮した回答をすることも、認められるものと考えます。</p> <p>なお、同第14条については、現行の金融分野ガイドラインの規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>合には措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。」と、下線部を追加することを検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
99	第15条	<p>・本ガイドライン15条につき、親権者等とはかく、少なくとも弁護士が代理人である場合「代理人による開示等の請求等に対して、事業者が本人にのみ直接開示等することは妨げられない。」というの、弁護士を飛び越えて直接依頼者(本人)と交渉することが可能という趣旨に読めるが、そのような趣旨かを確認されたい。そして、このような対応は、あえて弁護士に依頼した本人の意思を軽視するものであるところ、なぜ弁護士が代理人である場合であっても弁護士を飛び越えて直接依頼者(本人)とコミュニケーションをとることを政府が懲慥するのか、合理的理由を説明されたい。合理的説明ができないのであれば削除されたい。(弁護士を通じてコミュニケーションを取るように申し入れ、直接の連絡を控えるように求めた原告の意に反して直接原告宅を訪問等する旨を繰り返し告げる行為が違法とされた事例として東京地判平成28年6月3日第一法規29018932参照。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の記載は、保有個人データの開示等の請求等が本人の代理人を通して行われた場合であっても、当該開示等の対応を本人に対して行うことは個人情報保護法においては許容されることを確認的に記載したものにすぎず、個別事案において専ら本人に対して開示等をすべきことを求めているものではないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
100	第15条	<p>・本ガイドライン15条につき、法34条に関する言及がされていないが、金融分野の場合には、金融 ADR によって開示等請求に関する紛争を解決することが可能かどうか回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本意見募集は、金融分野ガイドライン(案)の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p>
101	第16条	<p>・本ガイドライン16条につき「苦情処理に当たる従業者への十分な教育・研修」は金融分野に限らず個人情報取扱事業者一般にあてはまるのではないかと、回答されたい。そうであれば、通則編 3-6 を改訂すべきであって、本ガイドラインにおける記述は削除すべきではないか。これと異なる対応をするということであれば、なぜそのような対応が正当化されるのか、理由を説明されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本意見募集は、金融分野ガイドライン(案)の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p>
102	第17条	<p>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)第17条(個人情報等の漏えい事案等への対応)においても、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)3.(2)が定める軽微基準を準用または規定していただきたい。</p> <p>金融分野において、例えば金融機関相互間における顧客情報等を含まない各種業務連絡(例、金融機関間の市場取引データ送信)でメール誤送信が発生した場合、個人情報漏えいに関するリスクは金融分野以外と相違ないにも関わらず、軽微な事案まで監督当局への報告が求められるのは煩瑣である。</p>	<p>今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>個人顧客や法人顧客の代表者、代理人、保証人、被保険者、保険金受取人等の金融取引の当事者たる個人(見込み客に関するものを含む)の個人データが漏えいしない場合には、軽微基準が適用されるようお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【AMP キャピタル・インベスターズ株式会社】</p>	
103	第17条	<p>(該当箇所)</p> <p>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)の12ページ・2行目(第17条)(意見)</p> <p>法改正前は、金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、監督当局に直ちに報告すること、事実関係等を早急に公表すること、及び本人に速やかに事実関係等の通知を行うこととされていた。このうち軽微な事案等と思われるものの取扱いについては、金融庁「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」(平成19年10月1日)の(問V-10)、(問V-15)、及び(問V-16)において、それぞれ、個人情報取扱事業者が個別の事案ごとに漏えいした情報の量等を勘案のうえ直ちに報告を行う必要性が低いと判断したものは月一回程度にまとめて行うことで良い、個人の権利利益を保護するため公表しない方が望ましいと認められるような場合にまで事案の公表を求めているものではない、権利利益の侵害の可能性が極めて小さい場合等は本人への通知を省略するケースもある、との旨の金融庁の考え方が示されていた。</p> <p>今後、法改正後においても、上述と同内容の考え方がQ&A等において示されるという理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>現状、軽微な個人情報漏えい事案の当局への報告は「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の(問V-10)にあるとおり月一回程度にまとめて行うなど、同Q&Aを根拠とする社内規定を設けている場合があり、今後も同様の運営を継続することに問題がないことを確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本投資顧問業協会】</p>	<p>今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
104	第17条	<p>報告が必要となる漏洩事案について、「ガイドライン通則編」においては、「個人データ」の漏洩があった場合と記されている一方、「金融分野におけるガイドライン」では、「個人情報等」の漏洩が発生した場合とある。このため、金融分野においては(1個人)の個人情報の漏洩事案であっても「監督当局等へ直ちに報告することとする」(努力規程)対象とされていると読める。</p> <p>もっとも、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(案)の「3.(2)報告を要しない場合」においては、軽微な場合などには、報告を要しないこととされている。金融分野においても、軽微な場合などに該当するのであれば、報告を要しないと解されるどころ、(1個人)の「個人情報」の漏洩事案については、「直ちに報告」しなければならないわけではなく、「月次での報告」とすることでも差し支えないとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>
105	第17条	<p>金融機関自身の雇用管理情報が漏えい等した場合の報告は、金融機関が金融庁に対して行うこととし、個人情報保護委員会や認定個人情報保護団体への報告を不要としていただきたい。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
106	第17条	<p>金融分野の事業者でない委託元から金融機関に委託された個人データを、金融機関が漏えい等した場合の報告は、金融機関が代表して金融庁に対して行うこととし、委託元からの個人情報保護委員会や認定個人情報保護団体への報告を不要としていただきたい。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
107	第17条	<p>本ガイドラインの対象となる個人データの漏えい等が発生した場合には、本ガイドライン等に沿って対応を行うこととなり、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」は適用されないとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
108	第17条	<p>個人情報保護委員会が公表した「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(案)で明記されている「3.(2)報告を要しない場合」は、「金融分野におけるガイドライン」においては、特に定められていない。「金融分野におけるガイドライン」の第1条において「本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン……が適用される」との記述があるため、「3.(2)報告を要しない場合」は、金融分野においても適用されるとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」ではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
109	第 17 条第 1 項	<p>(該当箇所) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)の 12 ページ・3 行目(第 17 条第 1 項) (意見)</p> <p>1. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)3-3-2 では「漏えい等」とは、漏えい、滅失又は毀損のことをいう旨定義した上で「漏えい等の事案」という表現を用いている。一方、本ガイドライン(案)では「個人情報の漏えい事案等」という表現が用いられており、「漏えい事案等」の定義が明らかにされていない。「個人情報の漏えい事案等」が個人情報の漏えい、滅失又は毀損を意味するというのであれば、「個人情報の漏えい等の事案」などと表現を揃えるべきではないか。</p> <p>2. 平成 28 年 12 月 8 日に公表された「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」では個人データに関する対応が示されているが、本ガイドライン(案)では個人情報に関する対応が示されている。本ガイドライン(案)において求められている対応は、現行の金融庁ガイドラインどおりであるとの理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>1. 金融分野における個人情報取扱事業者として対応すべき事案を明確化したい。</p> <p>2. 本ガイドライン(案)においても、現行の金融庁ガイドラインどおりであることを確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本投資顧問業協会】</p>	<p>御意見1. の「個人情報の漏えい事案等」については、現行の金融分野ガイドライン第 22 条第 1 項に規定する「個人情報の漏えい事案等」を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>御意見2. については、金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」ではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>
110	第 17 条第 1 項	<p>【意見】</p> <p>金融分野における個人情報取扱事業者は、「個人情報等の漏えい事案等」の事故が発生した場合には、監督当局等に直ちに報告することとありますが、報告の可否に関する基準が明示されていない。「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」(個人情報保護委員会)(以下、「対応指針」という。)の3. 個人情報保護委員会等への報告に基づき報告の可否を判断することになるのか。対応指針3. (2)において、①実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合、と②FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合には個人情報保護委員会等に報告を要しないとありますが、これは金融分野における個人情報取扱事業者においてもあてはまるとの理解でよいか。</p> <p>【理由】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」ではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>現行の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、弊社では、対応指針3.(2)①②に該当する事案(例:社内における個人情報を含む書類の誤廃棄)であっても、監督当局に報告しております。</p> <p>そのため、現行の報告基準が変更されるのであれば、社内規程の改定等が必要となりますので質問させていただきました。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	
111	第17条第1項	<p>【意見】</p> <p>「個人情報の漏えい事案等又は」以降の監督当局等への報告の要件は、以下のとおりの理解でよいか。</p> <p>(1)個人情報の漏えい事案等 又は</p> <p>(2)以下①②③を全て漏えいした事案</p> <p>① 匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等</p> <p>② 個人識別符号</p> <p>③ 法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報</p> <p>【理由】</p> <p>報告要件を明確にするため。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、金融分野ガイドライン(案)第17条第1項、及び実務指針(案)「I. 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第8条に定める安全管理措置の実施について(2)個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備」の規定に従って報告することになります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>
112	第17条第1項	<p>【意見】</p> <p>昨年12月8日付で個人情報保護委員会より意見募集が行われている「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」では、『報告を要しない場合』の範囲が示されている。今般の金融分野におけるガイドライン、実務指針では、現行通り基本方針が示されている程度であるが、今後Q&A等で明確に示されるのかお教え願いたい。</p> <p>【理由】</p> <p>昨年12月15日付で意見募集が行われている「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」においても、『個人データ漏えい等の報告等』の項で明確化されており、金融分野と内容に差異が生じるのか確認したいため。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」ではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
113	第17条第1項	<p>・本ガイドライン17条1項の漏えい事案等が発生した際の報告先が「監督官庁」から「監督官庁等」になったことの趣旨を説明されたい。もし、金融庁に加え、「個人情報保護委員会」にも報告が必要という趣旨であれば、個人情報保護分野において個人情報保護委員会は「監督官庁」ではないのか回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	報告先に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。
114	第17条第1項	<p>(該当箇所) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)の12ページ・3行目(第17条第1項) (意見) 個人情報保護委員会が新設され、現行の主務大臣の権限が一元化されたことに伴い、個人情報等の漏えい事案等の事故発生時の報告先が監督当局「等」に変更されている。現行ガイドラインに基づき監督当局である金融庁を報告先としている金融商品取引業者については、上記変更により、今後は、ガイドライン上は監督当局等への報告として金融庁及び個人情報保護委員会に報告を行うこととなると解されるが、実務上は金融庁経由で個人情報保護委員会に報告するという理解でよいか。 (理由) 個人情報等の漏えい事案等の事故発生時の報告先を正確に把握するため、変更後の規定の趣旨を確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本投資顧問業協会】</p>	報告先に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。
115	第17条第1項	<p>「監督当局等」は「金融庁」及び「財務局」を指しているという理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	報告先に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。
116	第17条第1項	<p>・(新)金融分野ガイドライン第17条(および(新)金融分野ガイドラインの安全措置等の実務指針2-6-1も同様)において、「金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい事案等(中略)の事故が発生した場合には監督当局等に直ちに報告することとする」と規定されているが、ここでいう「監督当局等」とは具体的にどのような報告先が想定されるのか。</p> <p>・仮に、漏えい事案等発生時に個人情報保護委員会と金融庁の両方への報告が必要となった場合、各監督官庁よりその後の検査・指導等が行われるケース等も想定されることも踏まえ、一元的な運営となるようご配慮頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人生命保険協会】</p>	<p>1点目について、報告先に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p> <p>2点目については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
117	第 17 条第2項、第3項	<p>・本ガイドライン17条2項、3項における公表や通知については、あくまでも「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」において公表及び通知が求められる場合に限られると理解してよいか、確認されたい。例えば、実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合や FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合にも17条2項、3項における公表や通知が必要なのか回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」ではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>
118	その他	<p>・改正法施行時においては、一般のガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)以外で個別分野毎に出されるガイドラインとしては、本ガイドライン、信用分野における個人情報保護に関するガイドライン)及び「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の3ガイドラインだけということによいか確認されたい。例えば、経済産業分野 (http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/161228kojoguideline.pdf, なお、平成 28 年 12 月 28 日に改正されている。), 情報通信分野 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html)や雇用管理分野 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/privacy/)におけるガイドラインは策定する予定はないのか、回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本意見募集は、金融分野ガイドライン(案)の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p>
119	その他	<p>・現在、金融庁の関係では「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」と「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」以外にも例えば「金融分野における認定個人情報保護団体についての指針」も存在するところ、「金融分野における認定個人情報保護団体についての指針」等、その他の指針等に対応する指針等は策定される予定はないのか、回答されたい。(逆にいえば、「金融分野における認定個人情報保護団体についての指針」は法の施行後もそのまま適用されるのか、回答されたい。)</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本意見募集は、金融分野ガイドライン(案)の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
120	その他	<p>・金融分野では Q&A として、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」への主なご意見及びそれに対する金融庁の考え方(平成 16 年 11 月 19 日第 16 回金融審議会金融分科会特別部会資料 1 及び資料 2)、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について(平成 16 年 12 月 28 日)、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について(平成 21 年 11 月 20 日)、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正(案)に対する意見募集の結果等について(平成 27 年 7 月 2 日)、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」に対する意見募集の結果について(平成 17 年 1 月 28 日)、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正(案)に対する意見募集の結果等について(平成 27 年 7 月 2 日)及び金融機関における個人情報保護に関する Q&A(平成 19 年 10 月 1 日)等が存在するところ、これらの Q&A の回答は改正法施行後も有効ということか、確認されたい。もし、有効な部分と無効な部分があるということであれば、どれが有効でどれが無効か回答されたい。なお、これらの Q&A に相当する Q&A 等を新規に策定される予定はないのか、回答されたい。(本ガイドラインに対するパブリックコメントにおける意見・質問への回答をもって代えるつもりであればその旨明らかにされたい。)</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の Q&A に関しては、各項目について個人情報保護法等に改正がない場合においては、一般的に考え方が変わるものではないと考えます。</p> <p>また、今後、金融分野 Q&A を策定することを検討しています。</p>
121	その他	<p>・本ガイドラインに対するパブリックコメントは個人情報保護委員会と金融庁の双方が実施しており、策定後の管轄は個人情報保護委員会と金融庁の共管と理解される所、具体的に金融分野の個人情報保護において個人情報保護委員会と金融庁はどのように協力するのか、個人情報保護法 44 条の権限の委任等をどのようにするかを含め、金融分野の個人情報取扱事業者がどのような場合にどの官庁に対してどのような対応をしなければならないかが分かるように明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本意見募集は、金融分野ガイドライン(案)の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えますが、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
122	その他	<p>・本ガイドライン旧1条4項の削除に関し、「金融分野において個人情報データベース等を事業の用に供していない者は本ガイドラインの遵守義務ないし遵守の努力義務を負わないことを確認されたい。例えば、金融分野において、改正前の法の定義では個人情報データベース等であったが、法2条4項及び政令3条1項によって個人情報データベース等から除外される電話帳、住所録、カーナビ等のみを事業の用に供している事業者は、本ガイドラインの遵守義務ないし遵守の努力義務を負わないことを確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御理解のとおりです。
123	その他	<p>・本ガイドライン旧1条4項の削除に関し、「金融分野の事業者であるが、個人情報取扱事業者ではない者」がもし存在するのであれば、個人情報保護法が適用されないのみならず、本ガイドラインも適用されないということを確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御理解のとおりです。
124	その他	<p>・本ガイドライン旧2条の定義等については単に削除されただけでその理由について何ら説明がないが、その趣旨は、定義等、旧2条の対象については、通則編ガイドラインに委ねられるという趣旨でよいか、確認されたい。(この点を明確にするため、「定義については通則ガイドラインの例による」としてはどうか。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第1条第1項において、「本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成28年個人情報保護委員会告示第8号)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)が適用される」と規定しています。</p>
125	その他	<p>・本ガイドライン旧2条6項で保有個人データに該当しない例として挙げられている「総会屋情報」は通則編ガイドライン 2-7(2)には挙げられていないが、総会屋情報は本ガイドラインの下でも保有個人データに該当しないということによいか回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御理解のとおりです。
126	その他	<p>・本ガイドライン旧5条1項及び2項の削除の趣旨は、通則編ガイドライン 3-1-3 及び 3-1-4 に委ねるという趣旨が確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御理解のとおりです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
127	その他	<p>・本ガイドライン旧5条3項3号の「病気の予防、治療に関する研究等を目的とする情報交換を行う場合」の削除については、通則編3-1-5(3)にこれに該当する具体例が規定されていないことから正当化されないとと思われる。保険会社等においてはこのような場合もあり得ない訳ではないと考えられるので、削除せずに維持されたい。削除されるということであれば、その理由を説明されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見の現行の金融分野ガイドライン第5条第3項第3号の例については、通則ガイドライン3-1-5(3)の事例1)に相当する記載があることから、削除しています。</p>
128	その他	<p>・本ガイドライン旧7条の適正な取得については単に削除されただけで何ら説明がないが、その趣旨は、通則編3-2-1と同様であるということか、その趣旨を確認されたい。(「適正な取得については通則ガイドラインの例による」としてはどうか、検討されたい。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>通則ガイドライン3-2-1等において、御意見の規定に相当する記載があることから、削除しています。</p> <p>なお、金融分野ガイドライン(案)第1条第1項において、「本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成28年個人情報保護委員会告示第8号)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)が適用される」と規定しています。</p>
129	その他	<p>・本ガイドライン旧20条の削除につき通則編3-5-7は「手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。」としており、「同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法」という例示は存在しない。本ガイドラインの下で「同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法」はもはや適切ではないという趣旨か回答されたい。そうでなければ、本ガイドラインにおいて「同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法」という例示を残されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>現行の金融分野ガイドライン第20条については、通則ガイドライン3-5-7に相当する記載があることから、削除しています。</p> <p>なお、手数料額を定めるに当たっては、通則ガイドラインに基づき、実費を勘案して合理的であると認められる必要がありますが、これに際し、御意見の方法による手数料額の算定も、引き続き一つの例として認められるものと考えます。</p>
130	その他	<p>今回の改訂は、金融庁による金融分野における現行ガイドラインを法改正に対応させるために手直しを行ったものと捉えているが、他分野のガイドライン(例 経済分野ガイドライン)と整合性を図って欲しい。</p> <p>【一般社団法人日本資金決済業協会】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)を含む金融関連分野(金融、信用、債権管理回収業の各分野)については関連性が高いことから、現行の各分野ガイドラインの規定の表現見直しなどに当たっては、各分野ガイドライン(案)の規定の整合性に留意しています。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
131	その他	<p>現行の「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」に記載されているとおり、金融機関自身の雇用管理情報、株主情報については、本ガイドラインの対象外であって、その取扱いは「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」等の共通ガイドラインにもとづき行うとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	御理解のとおりです。
132	その他	<p>(該当箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案) 及び ・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案) <p>の全ページ (意見・要望)</p> <p>2017年1月11日現在、個人情報保護法、個人情報保護法施行令、個人情報保護法施行規則の英語版(tentative translation)は、個人情報保護委員会のホームページに掲載されていました。それらの法令のみでなく、今回意見募集の対象となった金融分野における個人情報保護に関するガイドラインおよび金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針、さらには2016年11月30日に公示された個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインといった一連のガイドライン等についても、英語版を作成および公表し、外国の事業者で日本の個人情報保護法の適用を受ける者にとっても、内容がわかるようにして頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>改正個人情報保護法第24条(外国にある第三者への提供の制限)や同法第75条(適用範囲)は外国の事業者に対しても日本の個人情報保護法を遵守する義務を課すものであるところ、外国の事業者でも日本の法令およびガイドライン等の内容がわかるようにする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人外国損害保険協会】</p>	御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
133	その他	<p>平成15年11月12日付けの内閣府による「個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行令(案)」についての【1. 個人情報データベース等】のパブリックコメントの結果によれば、「日付順等の規則に従い整理されているのであれば個人情報データベース等に該当することになるとされているが、解釈によってはほとんどすべての書類が日付順で整理されている以上、保管しているほとんどの紙ベースの書類が個人情報データベース等に該当することになる。考え方中にある適宜符号等が付されていればという条件の解釈が難しく、これは日付順に加えて何らかの符号が加わってはじめて個人情報データベース等と定義されるのかご教示願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【釧路信用金庫】</p>	<p>本意見募集は、金融分野ガイドライン(案)の内容に関するものであるので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p> <p>紙面での個人情報データベース等の該当性については、通則ガイドライン 2-4 において「紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。」と説明しており、個別の事案ごとの判断によりますが、一般的に、単に日付順で整理されていることのみをもって、個人情報データベース等に該当しないものと考えます。</p>
134	その他	<p>金融庁ガイドライン中で、「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による」との記載がない部分は、ガイドラインの適用関係がわかりづらいので、通則ガイドライン、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、匿名加工情報編のうちの具体的にどこが適用にならないのかを明示していただけると、わかりやすいと考える。</p> <p>「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による」との記載がない部分は、通則ガイドラインは適用されず、金融庁ガイドラインのみが適用されるのか。個別箇所を見る限り、「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による」との記載がない部分であっても、通則ガイドラインと金融庁ガイドラインとで矛盾しない箇所もあり、通則ガイドライン＋金融庁ガイドラインが適用されるとも考えられる(例えば、要配慮個人情報、従業者の監督の箇所)ため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第8条「安全管理措置」、第9条「従業者の監督」や第10条「委託先の監督」など、「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による」との記載がない部分については、通則ガイドラインではなく、金融分野ガイドライン(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>また、要配慮個人情報について規定する個人情報保護法第17条第2項及び同法第23条第2項に関する事項については、金融分野ガイドライン(案)において特に定めがないため、通則ガイドラインが適用されます。この点、金融分野ガイドライン(案)第5条第3項では、機微(センシティブ)情報を同条第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、同法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等の規制が前提となることを確認的に規定しています。</p>

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	1-1	<p>・匿名加工情報規制, 特に匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報に関する安全管理措置について本指針を改訂する必要はないか確認されたい。例えば, 本指針1-1は「個人データ」とされているが, これを「個人データ(ただし, 匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号(特定個人情報に係るものを除く。))及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)」第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報を含む。以下同じ)」と修正することを検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針(案)は, 金融分野ガイドライン(案)第8条等に規定する安全管理措置等に関して規定するものです。</p> <p>したがって, 匿名加工情報関連の対応については, 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)等に基づき, 適切に対応する必要があります。</p> <p>なお, 実務指針(案)において定められた事項について, その具体的な対応方法は, 金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが, その取組に際して, 安全管理措置等の観点は前提としつつも, 併せて個人情報保護法第36条等の義務に対応することは妨げられるものではありません。</p>
2	1-2	<p>・本指針では「小規模事業者」(本指針1-2等)という用語が使われているが, 通則編8では「中小規模事業者」という用語が使われている。この「小規模事業者」と「中小規模事業者」の意義が同じか異なるかを回答されたい。もし同じなら, 同じ語を用いるべきではないか, 検討されたい。もし異なるのであれば, それぞれどのような意味であるかを回答した上で, 通則編と本指針における例外的取扱いの対象が異なると実務上の混乱を招く可能性があることから統一(平仄をあわせる)を検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「小規模事業者」については, 通則ガイドラインの「中小規模事業者」とは同義ではありませんが, いずれにしても金融分野における個人情報取扱事業者は, 個人情報保護法第20条等に規定する安全管理措置等については, 通則ガイドライン(項番8等)ではなく金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなりますので, 実務上の混乱は生じないものと考えます。</p>
3	2-4	<p>・本指針2-4は「金融分野における個人情報取扱事業者は, 「個人データの取扱状況を確認できる手段の整備」として, 次に掲げる事項を含む台帳等を整備しなければならない。」として従前と全く変更がないが, これは第三者提供を受ける際の確認・記録義務(法26条)の要請は, 従前どおり本指針2-4で求められている台帳等を整備することで果たされるからという理解でよいか, 確認されたい(本指針2-4に加えて本指針6-1④「取得・入力時の照合及び確認手続」及び⑧「取得・入力状況の記録及び分析」も含むのであればその旨を明らかにされたい。)。もし, 第三者提供を受ける際の確認・記録義務(法26条)を満たすためにこれまでよりも上乗せされる対応が必要であれば, それが具体的に何かを回答されたい。また, その場合には, 本指針を修正されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針(案)は, 金融分野ガイドライン(案)第8条等に規定する安全管理措置等に関して規定するものです。</p> <p>したがって, 第三者提供時の確認・記録義務関連の対応については, 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)等に基づき, 適切に対応する必要があります。</p> <p>なお, 実務指針(案)において定められた事項について, その具体的な対応方法は, 金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが, その取組に際して, 安全管理措置等の観点は前提としつつも, 併せて個人情報保護法第26条等の義務に対応することは妨げられるものではありません。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
4	2-4	<p>・第三者提供に際しての記録義務(法25条)に関する修正がされていないが、例えば、本指針2-4に⑥として「第三者に提供した場合の記録」を追加する必要はないか、検討されたい。不要であれば、なぜ法25条が導入されても、それに対する対応が不要なのかを明らかにされたい。もし、本指針6-4-1⑦の「移送・送信状況の記録及び分析」で法25条の要請を満たすということであればその旨を明記されたい。もし、第三者提供に際しての記録義務(法25条)を満たすためにこれまでよりも上乗せされる対応が必要であれば、それが具体的に何かを回答されたい。また、その場合には、本指針を修正されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>ん。</p> <p>実務指針(案)は、金融分野ガイドライン(案)第8条等に規定する安全管理措置等に関して規定するものです。</p> <p>したがって、第三者提供時の確認・記録義務関連の対応については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)等に基づき、適切に対応する必要があります。</p> <p>なお、実務指針(案)において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが、その取組に際して、安全管理措置等の観点からは前提としつつも、併せて個人情報保護法第25条等の義務に対応することは妨げられるものではありません。</p>
5	2-6	<p>・本指針は漏えい等に対する対応についても言及がある(本指針2-6等)ところ、漏えい等については、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」が個人情報保護委員会告示として制定される予定である。そこで、本指針の漏えい等に関する記述と「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」の関係について回答されたい。金融機関の場合には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」は適用されず、本指針のみを遵守すればよいのか、それとも、金融機関については「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」と本指針が重畳的に適用されるのか回答されたい。なお、後者の場合には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」と本指針が矛盾する場合において、金融機関としてどのように対応すればよいか、回答されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」ではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>
6	2-6-1	<p>(意見)</p> <p>1. 漏えい等事案にかかる個人データについて高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合は、実質的に個人データが外部に漏えいしていないと判断されるので、2-6-1に掲げる事項の実施を要しない旨を明示していただきたい。</p> <p>2. 2017年1月6日にパブリックコメントが締め切られた告示案(「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」)(「本件告示案」)3. 2に記載の場合においては、金融分野ガイドラインおよび実務指針においても、監査当局等への報告を要しないと考えてもよいか。</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」ではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>(理由)</p> <p>1. 個人データに高度な暗号化処理が施されている場合は、万一、当該データが流出した場合であっても、第三者に内容を読み取られる可能性が極めて低く、当該データの漏えいによる被害が想定しにくい。ため。</p> <p>2. 本件告示案の適用範囲を確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【日本マイクロソフト株式会社】</p>	
7	5-3	<p>【対象条文】</p> <p>金融分野における個人情報取扱事業者は、「再委託における条件」として、再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認等を、委託契約に盛り込むことが望ましい。</p> <p>【ご意見】</p> <p>「再委託における条件」として、「再委託の可否及び再委託を行う先に対する十分な事前審査・管理を行うことが望ましい。」と変更した上で、「なお、再委託先の管理の方策として委託先と協議の上、事前報告や承認を得るなどを契約に盛り込むことも考えられる。」と、例示として記載していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>重要業務の再委託先管理については、FISC（金融情報システムセンター）における最新のガイドライン（安全対策基準 運109）での規定と平仄を取ることで金融機関の実運用上の混乱を防ぐことが可能と考えます。</p> <p>同ガイドライン上（運109）では、クラウド利用のリスク管理としてはあるが、再委託先の事前承認は求めておらず、代わりに十分な事前審査を求めている。また事前審査の実施者についても、「クラウド事業者による再委託先の審査・管理プロセスが金融機関のそれよりも実効的であるとみなされる場合には、クラウド事業者側での事前審査が最善策となり得る」として委託先による審査も実行的な方策として記述されています。</p> <p>外部委託でも同様で、事前報告、事前承諾を契約書に盛り込むことを「望ましい」として記述することは実効性を欠く、と思われ。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>	<p>委託については様々な委託先が考えられるところ、その適切な監督の観点から、御意見の実務指針（案）5-3の（注）の規定の必要性等は今般の個人情報保護法の改正前後において変わらないことから、現行の実務指針の規定内容を引き続き維持することとします。</p> <p>なお、実務指針（案）において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものであり、本規定の「事前報告又は承認等を、委託契約に盛り込む」に当たっての実際の対応については、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、各事業者において適切に判断することになります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
8	5-3	<p>【対象条文】 金融分野における個人情報取扱事業者は、委託先において個人データを取り扱う者の氏名・役職又は部署名を、委託契約に盛り込むことが望ましい。</p> <p>【ご意見】 当一文の削除をお願いしたい。もしくは「個人データを取り扱う者の実行的な事前評価と、継続的なモニタリングを行う旨を契約書に盛り込むなどの個人情報取扱者に対する厳格な管理が望まれる」といった表現に変更していただきたい。</p> <p>【理由】 委託先において個人データを取り扱う者の氏名・役職又は部署名を、委託契約に盛り込むことは、企業活動の流動性や、早い事業環境の変化に対応する必然性等を考えると、現実的に極めて難しく、また実効性を欠くと思われま。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>	<p>御意見の実務指針(案)5-3の(注)の規定の必要性等は今般の個人情報保護法の改正前後において変わらないことから、現行の実務指針の規定内容を引き続き維持することとします。</p>
9	6-4-1	<p>・外国にある第三者に対する提供規制(法24条)に関する修正がなされていないが、本指針6-4-1④「移送・送信時の照会及び確認手続」で足りるという趣旨か、確認されたい。もし、外国にある第三者に対する提供規制(法24条)を満たすためにこれまでよりも上乗せされる対応が必要であれば、それが具体的に何かを回答されたい。また、その場合には、本指針を修正されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針(案)は、金融分野ガイドライン(案)第8条等に規定する安全管理措置等に関して規定するものです。</p> <p>したがって、外国にある第三者への提供関連の対応については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)等に基づき、適切に対応する必要があります。</p> <p>なお、実務指針(案)において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが、その取組に際して、安全管理措置等の観点も前提としつつも、併せて個人情報保護法第24条等の義務に対応することは妨げられるものではありません。</p>
10	6-6-1	<p>・本指針6-6-1は監督当局等への報告等を定めているところ、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報によって特定の個人を識別することが漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合(ただし、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。)、個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧すること</p>	<p>個人情報等の漏えい等事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>が合理的に予測できない場合等、実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合（「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」3（2）①参照）には報告は不要と理解してよいか回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
11	6-6-1	<p>・本指針6-6-1は監督当局等への報告等を定めているところ、FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合等 FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合（「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」3（2）②参照）には報告は不要と理解してよいか回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>
12	(別添2)	<p>・本指針別添2「非公知の情報」というのは、例えば顔認証情報等の「外見から明らか」な情報であれば、それが「身体障害」（法2条3項、政令2条1項）として機微（センシティブ）情報に該当するとしても、「公知」と理解してよいということか、そうではないのか回答されたい。また、インターネット上で顔写真が何者かによって公表されているような場合も「公知」と理解してよいのか、そうではないのか（それとも、例えば、本人または法76条1項各号に該当する者により公表されてはじめて「公知」となるのか）回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>外見から明らかな情報については、「公知」であるものと考えられます。</p> <p>他方、インターネット上で顔写真が何者かによって公表されているような場合については、一般的に「公知」であるとはいえないものと考えられます。</p>
13	7-1-1-1、 7-1-2-1、 7-1-3-1、 7-1-5-1	<p>・本指針7-1-1-1、7-1-2-1、7-1-3-1及び7-1-5-1で機微情報に該当する生体認証情報の保護について、単なる機微情報以上の上乗せ規制がされているのはなぜか回答されたい。なお、機微情報の中には生体認証情報以外にもセンシティブ性が極めて高いものもあると思われるところ、その中で生体認証情報のみを取り上げて上乗せ規制をすることがなぜ合理的といえるのかについても回答されたい。例えば、「本人を少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。」(政令2条5号)は、少年法61条の趣旨に鑑みれば、機微情報に該当する生体認証情報と同等かそれ以上に厳しい管理が必要と思われるが、なぜこのような情報については上乗せ規制をせず、機微情報に該当する生体認証情報だけを上乗せ規制をするのか、それが正当化される理由を回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報については、金融分野ガイドライン（案）に基づき、本人確認のみに用いられるための措置が必要であり、この観点から安全管理措置を規定しているものです。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
14	7-1-2、 7-1-3、 7-1-5	<p>・本指針7-1-1-2、7-1-3及び7-1-5「取扱者の必要最小限の限定」の趣旨がわかりにくいので、何をどう必要最小限にするべきなのかを回答されたい。「取扱者を必要最小限に限定すること」とか「取扱者が機微（センシティブ）情報に触れる範囲を必要最小限に限定すること」というように、何をどう必要最小限にするのかがわかるよう 修正されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「取扱者の必要最小限の限定」については、漏えい等を防止等する観点からの規定ですが、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものです。</p> <p>なお、御意見の実務指針（案）の該当箇所は、現行の実務指針の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
15	7-1-2-1	<p>・本指針7-1-2-1の「残存する生体認証情報の消去」はどのような場合を想定しているのか、明らかにされたい。本指針7-1-1-1③の「(基となった)生体情報」が利用段階で残存していればそれを速やかに消去すべきということか、それとも、消去・廃棄段階の話をしているのか(そうであれば、7-1-5の問題とも思われる)、はたまたそれ以外なのかを回答の上、必要に応じて修正されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「残存する生体認証情報の消去」については、不正利用の防止等の観点から、日常での取引において顧客から取得した生体認証情報について、照合等の後に消去することを規定しているものです。</p>
16	7-1-3-1	<p>・本指針7-1-3-1の「分別管理」はどの程度の分別をすればよいのか回答されたい。例えばRDB（リレーショナルデータベース）であれば、異なるテーブル上に氏名等の個人情報と生体認証情報をそれぞれ分けて保管していればそれだけでよいのか、それともそれ以上のことをしなければならないのか(後者の場合には具体的に何をしなければならないのか)等を回答されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針（案）において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが、「分別管理」については、例えば、生体認証情報について不正コピーや盗難等の事案が発生した場合においても、本人が特定されないように適切に対応する必要があります。</p>